

平成25年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成25年9月10日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告第39 幸田町公共駐車場条例の一部改正について

報告第40 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について

報告第41 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について

報告第42 財産の取得について（高規格救急自動車）

報告第43 財産の取得について（高度救命処置用資機材）

報告第44 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

報告第45 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

報告第46 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

報告第47 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

報告第48 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

報告第49 平成25年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

報告第50 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

報告第51 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6 平成24年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第3 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 中 根 秋 男 君

2 番 杉 浦 あきら君

3 番 志 賀 恒 男 君

4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木 司君
環境経済部長 山本幸一君	建設部長 近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長 小山信之君
教 育 長 内田 浩君	教 育 部 長 春日井輝彦君
消 防 長 山本正義君	消 防 次 長 兼 予防防災課長 齋藤正敏君
監 査 委 員 羽根渕保博君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

2点ほど、御報告を申し上げます。

まず、1点目は、先日、9月8日、日曜日に発表されました大雨洪水警報の関係でございます。

まず、災害対策本部の設置状況でございますが、9月8日午前1時46分に、幸田町に大雨（浸水害）及び洪水警報が発表をされ、警報発表と同時に災害対策本部を設置し、2－1非常配備体制をとりました。同日、午前4時19分に警報解除され、災害対策本

部も解散いたしました。雨量につきましては、前日9月7日の午後の10時から午前4時までの総雨量は68.5ミリ、最高時間雨量は午前1時から2時の間で、58ミリを記録いたしました。

被害の状況につきましては、店舗部分への床下浸水が岩堀区Aコープ幸田店、幸田区大津屋、里区ジュネス三ヶ根の1階店舗部分の計3件の被害がありました。道路の冠水につきましては、高力区、鷺田区において発生、土砂の流失が芦谷区、芦谷区インター付近で発生をいたしました。また、海谷区において14件ほどが落雷による1時間ほどの停電の被害がございました。人的被害、住家被害につきましては、ございませんでした。

以上、9月8日の大雨洪水警報に関する報告をさせていただきました。

2点目は、さきに議案質疑の通告にあわせまして要求のありました資料を本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号議案までの22件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第39号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） おはようございます。

それでは、質疑をさせていただきます。

この9月議会の第39号議案のポイントというのは、幸田駅南駐車場の規定を削ることと、駅西第2駐車場を定期利用のみにするというのがポイントにあります。この条例

についての方向性について、私は納得をするものですが、少し質問をさせていただきます。

現状はどうか、といいますと、どちらの駐車場も「月決め専用の駐車場」であるというふうに看板が既に随分前から設置してあります。このことは、幸田町の現在のホームページを読んでも、公共利用の案内では駅西の第2と駅南については定期利用としてあります。

この条例の施行は、来年の1月1日からであります。ところが、もう既に現実、実際の運用は随分前から実施されているということになります。これは、看板に偽りがあるのか、条例に偽りがあるのか。今ここで、我々がこの議題を審議している間も、現実はそのように運営しているわけでありますので、なぜこの現状を今回この議案として提出されたのか。議案の提出理由含めて、もう一度丁寧な説明をいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駅西第2と駅南の時間利用につきましては、駅西第1駐車場が満車時の振りかえ用として活用を予定しまして、将来自動開閉機の設置を検討しておりました。しかしながら、平成24年4月からでございますけれども、自動開閉機の第1駐車場ですけど、まだ自動開閉機の設置に伴いまして、常駐管理がないため、現金1回数計の収納業務が、第1駐車場が満車時のとき、第2駐車場及び駅南駐車場のほうに回す業務ができなくなったため、駅西第1駐車場の時間利用者が満車にならないように、定期と時間利用の台数の割合を考慮して、駅西第2と駅南駐車場を定期利用として運用してきたということで、条例上は駅西と駅南の駐車場につきましては、時間利用も可能なんですけれども、運用として定期利用ということで看板のほうがそのようになっているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今の説明にもありましたが、駅西第2駐車場と南駐車場の現状は、条例改正による、今回の決算の説明書を見ても、これは平成24年度を162台中、定期利用が162台と、日利用のスペースはとっておりません。100%が定期利用ですよ。平成22年、平成23年も同じように100%定期利用になっておりますよね。これで、条例を今この時期に改正するというのは一体どういうことなんだという質問であります。

駅南の駐車場はですね、40台中24台が定期利用で、残りの16台は日利用と書いてありますが、施策の説明書には書いてありますが、この実際どうだったのかということについて、もう一回お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田駅西第2駐車場及び駅南駐車場とも、日利用の実績はございません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 用意のない日利用の場所と、スペースと、看板はもう条例とは違っていると、看板に偽りありと、条例も違うのかと。このことについての質問でありますので、こういう形で本当にいいのかどうか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駅西第2、駅南駐車場につきましても、将来時間利用、日利用というんですかね、そちらの利用を考えてはあったわけでございますので、条例上、そのまま残しておいたわけでございますけども、駅西第1駐車場の中で割合を考慮して日利用を全て処理するという方針から、条例におきましても時間利用者全て第1駐車場処理し、これからは駅西第2駐車場を完全に定期利用専用するために、今回、条例改正をお願いしたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさに、あそこに現場に立っている看板に偽りありと、そういうふうに思いますが、その点について、もう一度確認をします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 条例とは看板は違っております。運用上のものを看板として掲げてあるものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在、この議会で今審議中なんですけど、この審議中にこのように既に何年も前から運用されていると、こういうのはこの実態ですよ。まさに、これは議会の議決の執行前の執行かなというふうに私は思っておりますね。

このことは、ちょっと話がそれていかんのですが、6月の議会で、私が納税通知書の話をしました。まだ審議中なのに、何でこんな通知書が出るんだという話をしました。これもそうですよね。もう審議中なのに、既に執行されておると、こういう状態が今回もあります。こんなことはですね、これ町民にどのように説明されるのかと。26年の1月1日からこの条例を変えますと、でも現実はどうなっておりますと、ですね、ここの部分、条例を軽く見てるのか、またはこのように議会を軽く見てるのか、まあ両方か、ねえ、町民にどのように説明されるのか、その辺のところ、町の見解をもう一度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 別に議会のほうを軽視しているものでもございませんし、将来的にわたって駅西第2につきましても日利用を考えておいたわけでございますので、その辺については御理解いただきたいと思います。

ただ、第1のほうで全てを処理するという、また駅南の駐車場につきましても、第2駐車場の拡張工事が終わりましたものでございますから、本年度駅南の状況も勘案しながら廃止の手続を進めて、今回議会になったもので、決して議会軽視しとったものではございません。将来的な考えを持ちながら、それが日々変化して、今の状態になったということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今回こうなったというなら、まあまあ納得もできるんですが、実はもう2年も3年も前からこういう状態をしとるわけですから、条例改正というのはその都度やっていけばいい、チャンスもあるわけです。もう今まででも、議会は年に何回でもあるわけですから、そういうチャンスになぜそのことを出さなかったのか、その部

分ですよ。今までずっとほっといて、ああいう間違った看板立てておいて、なぜ今なんだ、その部分をお聞きしとるわけですので、そこをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらの幸田町公共駐車場条例でございますけども、こちらにつきましては、自動開閉機が設置する24年度から運用しとるわけでございますけども、23年12月議会におきまして一部改正を行っております。これにつきましては、プリペイドカードを使うということをお願いしとったわけでございますけども、この時点におきましても、駅西第1駐車場、駅南につきましては、日利用を考えとったわけでございますので、その間、検討を重ねた結果、今回になったということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 考えておったという話はよくわかりますが、何度も出てきますよね。ただ、現実には町民にあのような形で看板を出して、ここは日利用できませんよと、でも条例の改正は今からですよと、これはどうしても前後してるんじゃないかな、ちぐはぐだろうというふうに私は思っとるわけですので、この質問をしてるわけですから、もう少し町民には正直にやっていただきたいと私は思っておりますので、再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 公共駐車場の使用につきましては、先ほど申しましたとおり、24年4月1日から施行しております前回の改正につきましても、そのときにも今の状態であったわけでございますけども、それにつきましても、駅西第2、駅南駐車場につきましては、定期利用をしとった、全て定期利用だったわけでございますけども、将来的に自動開閉機の設置も考えるということから、日利用のものを残しておったということでございます。

ただし、今回駅西第2駐車場の拡幅等ございまして、これにあわせて日利用を第1に集約するというような方向に決定いたしましたものですから、今回このように改正でお願いするものでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、町民に対してですね、現在ホームページ上でもそのように書いてあるわけですので、やはり条例上ではこうだけど、現状こうなんだよというふうな丁寧な説明がですね、あっていいなと。もうホームページでは、完全にもう月決め駐車場に決め込んでおりますよね。ですから、そのところを、条例上はこうなんだ、だから今こうなんだから、来年からこうしますよと、運用上こうですよという丁寧な説明がないとですね、これはどうも見ても理解できない部分だと思っておりますので、ホームページの訂正があるかどうかについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） ホームページにつきましては、御指摘のとおり、運用としてこのように行ってますということで改正をしていきたいと思っております。

また、本件が御承認なった折には、周知期間3カ月でございますので、その間で十分周知していきたいと考えています。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） じゃ、現在立っている看板についてはどうされますか。そのままですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 看板につきましては、運用がそのようになってますので、そのままにしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） そういうふうに、今、我々議会がですね、この問題を審議しているわけですので、その部分と運用が随分違うという部分については、反省を求めたいというふうに思っております。

次の第10条について、お願いをします。この10条につきましてですね、特例事項が設けられておりますね。具体的にどのような場合を想定して、この特例事項というのをつくられたのかな。住民の利便に資するというのが、という公共性のためだというふうに書かれておりますが、公共駐車場はもともと住民の利便に資するためにあるわけですので、それを上回る住民の利便というのは、一体何だろうかという部分について丁寧な説明をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 第10条に追加されました公益性の高いという規定につきましては、改正前の規定では、駐車以外の使用を全て禁止しとったわけでございますけれども、今回駐車許可基準以外の緊急作業車両の使用、または一定のスペースを占有して災害とか緊急作業を可能とする場合などを想定して、特例規定を設けたものでございます。

また、利用者に支障を与えない範囲での町主催、または地域振興等の公益性の高いイベント等の使用も可能にするものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 多分、私の想像も、例えば彦左まつりのイベントとか、そういうところで使われる部分についての想定だろうというふうに自分では思っておりましたが、この「特例事項」は定期利用の駐車場についても運用されるのか、適用されるのかどうかについてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） この特例につきましては、定期利用の駐車場につきましても、全て適用されます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ということは、定期利用の月決めの契約の持っている利用者についても、まあこの日は使えんよと、そういうことが起きるわけですね。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 定期利用の方につきましては、その台数分は確保してというのが原則でございます。利用者に支障を与えない範囲でイベント等は行っていききたいと思えます。ただ、駐車される位置を限定させていただくということがございます。ま

た、特に災害等、緊急作業を必要とする場合につきましては、その場所において、来られた方についてとめられな場合もあるということで御説明はするような格好になろうかと思いますが、イベントについては利用できるような格好をとっていきたいと思っています。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ですから、高い公益性という部分を、今答弁がありましたように、災害等緊急の場合、もしくは云々というような形でもう少し丁寧に、具体的にしていかないと、もういつでも使えるぞと、町が思ったとおりいつでも使えると、そういう状態ではこれを公益性、それよりも公益性が高いというふうに判断できるかどうかということの問題がありますので、もう少し条例上に、その辺の部分を書き加えていただけないかどうかについて、お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては、公益性の高いということで、ふだんの利用につきましては、利用者に支障を与えることがございませんので、このままお願いしたいと思います。特に、どういう場合って限定しますと、それにまた基づいて事故となってしまいますので、広く公共性の高いということで御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山千代子君。

○13 番（丸山千代子君） 駅南の駐車場を規定から削るというものでありますけれども、この駅南の廃止の理由につきまして、今の時期に廃止をするその理由と、またその後の計画についてお聞きをするものであります。まず、それが1 点目であります。

次に、2 点目でありますけれども、今、中根議員の質問で、規制が認められる行為ということについて答弁がございました。あの駅西の第2 駐車場につきましては、前々から違法駐車等があつて、非常に問題になってきていたわけでありまして、そういう中で、昨年度整備をし、そしてこれを定期利用で拡大をしていくと、こういうこととの状況があったわけでありまして、そうしたことでその一部が未買収ということで、計画からすれば未買収ということで、なかなか地元調整がつかなかったということで、それを残したまま整備を進めたわけでありまして、こうした一定程度の、ここ緊急的に使う場合にはいいよということでありまして、そうした点で、あの部分がきっちと管理ができるかということについて、お尋ねします。

次に、駅西駐車場の利用状況、162 台の分でありまして、今の日利用につきましては回答がございましたので結構でありますけれども、2 点目の質問とあわせて、この部分についてもその状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） まず、駅南の駐車場の廃止の理由でございますけれども、昨年4 月から幸田第1 駐車場を自動改札機にしたことで、管理人の常駐を廃止いたしました。その関係で、それと今年度幸田駅西第2 駐車場の拡幅、昨年ですね、が完了しまして、116 台分を増設いたしました。それらによって、駅南の駐車場のものが全て第2

駐車場のほうに取り込めるというようなことになりましたものですから、駅南駐車場につきましては、廃止させていただくということでございます。

また、駅南駐車場のその後の計画でございますけども、こちらにつきましては区画整理事業の区域内でございますし、当面におきましては、区画整理事業の移転工事中の住居者の代替駐車場等に利用されるものと理解をしております。

また、区画整理後の計画については、具体化されているものではございませんので、総合計画等で幸田駅前の総合整備ということで位置づけられて整備されるものと理解しております。

それと、第2の駐車場の管理の関係でございますけども、こちらにつきましては、今現在開放状態というか、入り口にゲート等はございませんので、入り口が開放してある状態でございます。こちらにつきましては、1日に1回、シルバーの人材センターの方で見回っていただいて、違法駐車を見回っていただいているという、そのような管理状態でございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 駅南の駐車場の廃止に伴って、この廃止した跡地利用につきましては、区画整理事業で移転や代替駐車場として利用するよということであります。もともこの駅南駐車場に関しましては、暫定利用ということで、当初から区画整理事業で利用をするということであったわけでありますけれども、しかしながら駐車台数の不足から、駅南駐車場を設置をしてきた経過がございます。

そういう進展の中で、今回の廃止ということになったわけでありますけれども、この跡地につきましては、区画整理での進展にあわせた形の中で利用するよということでありますけれども、しかしながら先ほどもおっしゃったように、総合計画の委員会の中では、まだそういうような状況が見られないわけでありまして、なぜ今の時期なのかということでありますけれども、この点について伺いたいというふうに思います。

代替駐車場ということではありますが、あの駅前の一帯の駐車場につきましては、商工会を通して駅前の駐車場と、それから商工会跡地の駐車場、この二つのスペースがあるわけですが、ここも管理組合の中で自動改札が設けられているわけでありますが、そうした中で、駅前のほうの駅の隣にあります駐車場につきましては、これは一般開放といいますか、あの商店を利用する方たちが利用できるようなにはなっていない。固定利用というものもあるわけですが、そうしたもろもろの駐車場利用というものが、きちっと明確にされていない部分があるわけですが、その点はどうなるのかということであります。

区画整理と商店街を利用する方たちの利用とは別になるわけですが、しかしながら利用できないという状況の中で、駅前の駐車に関しては非常に不便がある、こういうことであります。そうした点で、今回の駅南の廃止が、まだ跡地利用が明確に計画されていない中で廃止をされるのはいかがかということがあるわけですが、その点についてはきちっと説明がいただきたいというふうに思います。

それから、駅西第2駐車場の利用につきまして、あそこの区画を、台数をふやされた、

ふやされた中でこれから全て定期利用ということで利用されるわけでありますけれども、その利用者の実態ですね、40台がこの駅西の第2駐車場に移される、あわせて第1駐車場の日利用分が拡大されて利便性が図られるのか、その点について駅西の第1、第2の駐車台数、定期利用と日利用の確保の件について、お尋ねしたいというふうに思います。

それと、違法駐車の数について、どう、1日1回見回るということでありますけれども、あそこからは非常に苦情も出てきた地域でございますが、そうした違法駐車に関する点についてはどのように管理をしていかれるのか。ただ単に見回りでいいのか、その点についてお尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駅南駐車場の廃止が、なぜ今かという最初の御質問でございますけれども、こちらにつきましては25年度4月から幸田駅西第2駐車場の拡大部分が供用いたしましたのとあわせ、暫定利用でございました駅南駐車場を区画整理のほうにお返しするということで、駅南駐車場を廃止いたすものでございます。

また、駅前の駐車場はどうなるかということでございますけれども、今までどおり今駅の北側ですか、2時間無料という、そちらのほうと銀座商店の隣にありますそちらの駐車場等がございますので、そちらの御利用をお願いするのと、駅西の第1駐車場のほうも御利用いただきたいということでございます。

また、跡地の利用でございますけれども、当面区画整理事業のほうにお返しするということで、そちらにつきましては先ほど御説明した代替駐車場等に利用されるものと理解しております。

また、駅西第2駐車場が拡大されたが、今利用状況はということでございますけれども、駅西第2駐車場でございますけれども、駐車可能台数が278台となりました。従前162台あったものが116台足されて、増設して278台というふうになったものでございます。これにつきましては、8月現在の定期利用の許可台数でございますけれども、111台となっております。

また、幸田駅西第1駐車場でございます。こちらにつきましては、駐車可能台数が206台となっております。定期利用につきましては、今110台で運用しております。こちらにつきましては、全部埋まっております。110台ということでございます。

次に、日利用というんですか、時間利用の関係でございます残り96台でございますけれども、こちらにつきましては台数がどんだけということはありませんので、8割から9割程度埋まっているということでございます。時間利用等でいった場合でも、あいている駐車スペースはあるということでございます。

次に、無断駐車というか、違法駐車をチェックでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、毎日1回シルバー人材センターのほうが見回りをしているということでございます。これにつきましては、違法というんですか、無断駐車された方につきましては、注意書、警告書というんですかね、あなたは支払われておりませんのでということで、その紙を取りつけ、車両番号の記録を町のほうへいただくということで実施している状態でございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、区画整理事業のほうに返すということでありますけれども、この計画では返したその当面は代替駐車場ということでありますが、当面ということであって、またそういう計画というのが示されていない。そういう中で、住民の利便性というのはどうなるのかということでございます。

駅西のほうに渡っていくということで、定期利用者について言えば、例えば女性の場合、非常に危険だと、危ないという、そういうことも指摘をされ、そして駅南を女性専用ということも前々から言われてきた中で、全て第1と第2駅西のほうへシフトを置いていくということからすれば、なぜ今の時期なのか、まだしばらくきちんとした計画が示されてからでもよかったのではなからうかということでありますが、その点について再度お尋ねしたいというふうに思います。

それから、第1駐車場の日利用につきましては、8割から9割方の利用で十分という判断であります。駅西第2駐車場においては、8月の定期利用が111台ということで、278台のうち111台しか利用がされていないという状況が言われましたが、それでいいのか、確認したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駅南の駐車場を廃止して利便性、危険とか、あとそれが全て第1、第2、第1ですか、第1のほうに行くということで、第2ですね、第1、第2に行くということで、危険性はどうでございますけれども、利便性、定期利用と日利用もあったけれども、原則定期利用しとったものでございますので、こちらにつきましては主にJRを乗って行かれる方の駐車ということで、第2のほうへ移っていただくということで理解をしております。

危険性につきましては、以前から申されているものでございます。こちらにつきましては、看板等設置、また将来にわたっては防犯カメラ等も考慮に入れて考えていきたいと思っております。

それで、なぜ今かということでございますけれども、こちらにつきましては区画整理事業も大きく進んできております。移転工事等も進んでおりますので、こちらにつきましては事業等が進んで、今、法整備したいというんですか、移転される方の車を置きたいとか物を置きたいといったときに、すぐあける状態では定期利用した場合できませんので、この来年駐車場ができた時点で、今回お返しするというんですかね、廃止するという方向にいたしました。

以上でございます。

済みません。先ほど申しました幸田駅西第2駐車場の定期利用111台の関係ですが、再確認でございますけれども、111台で間違いはございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 区画整理におきまして、代替駐車場ということでありますけれども、その進展性につきましては、まだこうしたことが示されていない中での当面ということですよ。ですから、きちっと計画にのっとって代替駐車場にするということが

示されていない中でやるのはなぜなのかということでございます。

それと、第2駐車場におきましては、278台のうち111台ですので、まだ十分台数が残っている。167台がまだ定期利用されていないということからすれば、そんなに慌ててしなくてもいいじゃないかということと。

それから、利用者の見込み、この点についてはどういう判断でやったのかということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 区画整理事業の居住者の代替駐車場ということで、なぜということでございますけれども、こちらにつきましてはもう事業区域内でございますので、それを逆に言えばお借りしとって暫定でやらせていただいとったということでございます。その関係で、第2のほうが拡張工事ができたということになれば、速やかにお返しして、早い区画整理事業の進展のほうを臨んでいくというふうに考えております。

あと、幸田駅西の第2駐車場で167台ですか、駐車はまだ残ってるということでございますけれども、定期利用につきましては、当然これ以上の台数が集まるということで計画しまして、隣のまた未買収の部分まだございますけれども、そちらを合わせて全体で考えとったわけでございますけれども、現状としてこのような状態ということでございますので、結果が出てきている以上は、こちらにつきましても十分PRして定期利用、あいてますよということ売り込んでいかなければならないじゃないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第2駐車場の違法駐車の件でありますけれども、先ほどの中根議員の質問の中でもあったわけですが、定期利用に当たっては、その区画を確保するということからすれば、そこがその契約者のエリアになるわけですね。民間駐車場ですと、大体札が立ってありますよね、ネームプレートが立ててありますけれども、公共駐車場におきましては、そういう印がない中でどうやって違法駐車を見つけるのかということでもありますけれども。

また、この公益性が高いときには、これを緊急車両等では受け入れるよということでもあります。そうした点につきまして言えば、その公益性なのか、あるいは違法なのか、そういう問題はきちっと明らかになるようにすべきではなかろうかというふうに思いますけれども、その辺の管理実態について、シルバーの1回のみであれだけでいいのかという点について、再度答弁求めます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 違法駐車の確認でございますけれども、どうやってという御質問でございますけれども、定期利用につきましては、許可、許可というんですか、定期されている年月日の入ってるシールが添付されておりますので、そのシールを確認して、期限が切れておりましたら、この人は危険、切れとるということになりますし、張ってなければこの方はまるっきり無断、二人とも、両方とも違法というんですか、無断駐車になるわけでございますけれども、切れてる方については御連絡すると、添付されていない方については、それを持ち帰るということで、番号を持ち帰るということになります。ただ、紙を挟んできますので、後日その方から連絡来なければ、徴収はできません。

けども、そのような格好で管理を行っている状態でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一々確認をしなければ管理ができないということではなくて、やはり駐車場における違法駐車というものが前々から問題になっているということからすれば、きちっとそうした管理体制を確立していくべきではなかろうかというふうに思います。特に、こうした公共駐車場にあっての違法駐車等について言えば、町民の目が光ってるわけでありますので、その点の管理についてきちっとすべきであります。その点についてですね、ただ確認行為だけでいいのかという点でございます。その点について、お尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 無断駐車につきましては、毎年数十台あるわけでございますけども、管理体制をしっかりとということでございますけども、車番等の確認はできますけども、相手方の確認がどうしてもできないということでございます。

また、第2駐車場でございますけども、入り口が4カ所ございますので、4カ所のゲートを自動または常駐ということもできませんので、現在の管理体制で確認して警告書等をワイパー等に挟むというような格好で、今後も実施していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時57分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、1点目でございますが、幸田駅南の駐車場の跡地の計画はということでお聞きをいたしますものでございますが、先ほどの答弁等で、今回区画整理事業にあわせて跡地を返すということで、当面はその区画整理事業の駐車場とするということで今お聞きをしたわけでございます。私も、本当にまだ少し時期が早いのではないかな、もうしばらくこの冬の時期を越えて暖かくなった、要するに日没の早い時期ではなくて、もう少し朝と夜の時間が長い時間にこれを返すのであれば、ここで利用されてきた方々が、例えば駅西の第2駐車場に変わっても、わりかし利用しやすいのではないかなというふうに思ってるわけでありまして、今答弁をお聞きしまして、大体の計画はわかりました。

次に、2点目でございますが、回数券の駐車券の還付をどのようにするかということをお聞きをいたします。また、回数券の廃止となるわけでありまして、まだこの回数券を利用してないで手持ちで持っている方というものではないかなというふうに思うわけでありまして、どのように周知をして還付をするかということをお聞きをいたします。また、還付のお金が大体わかれば、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 駅南駐車場の返した後の計画でございますけども、先ほど御説明したとおり、区画整理事業で移転工事中の住居者の代替駐車場に利用していきたいと、されるものと理解しておるものでございます。

次に、回数券でございます。回数駐車券の還付でございますけども、これについては、一度24年ですか、自動開閉機がついたときに、自動開閉機では回数券使えませんということできちっと周知はしておりますけども、回数券については今後定期利用が全てになってしまって、第1駐車場については自動開閉機ということで使えないということが決まってしまうので、これについては交換ということになります。この交換につきましては、残り回数分に相当する時間利用券というものがございます。時間利用券と交換することになります。

それと、回数券の還付状況でございますけども、ちょっと手元のほうに資料がございませんので、申しわけないですけども、ちょっとわかりません。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 回数券でございますが、町内の方だけではなくて、やはり町外の方も買われている方ということもあるかというふうに思いますので、無駄にしないようなきちんとした還付ができるような方策をとっていただきたいというふうに思っております。

還付金につきましては、約どのぐらいあるかということは、後ほどで結構でございますので、お聞きをいたします。

それから、3点目の駅西の第2駐車場の利用率でございますが、先ほどお伺いをいたしました。増設分も合わせまして、今第2駐車場では278台がとまる可能性があるということでお聞きをいたしました。定期利用は111台ということで、この方々が随時駐車をされているのか、とまっているのかなというふうに思うわけですが、私もここでお聞きをいたしたいというのは、本当に無断駐車というのがあそこはやろうと思えば可能な駐車場でございます。面積も広いですし、どれぐらい、たくさんでも無断駐車をやろうと思えばできる駐車場とはなっております。この辺のことをお聞きをしたかったわけでございますが、先ほど1日1回シルバーの方々が見に行って、違法駐車かどうか見きわめるということで行われました。

この定期利用者の方々には、シールを張っておいていただくということで、私も見えました。ミラーの後ろに有効期限の年数、また何月までということが張ってありました。確かに張ってあるわけでございます。それ見れば、定期利用者ということが確実にわかるわけですが、その中でも私の見たところでは、太陽からこの日を遮断するカーテンというか、幕というんですかね、サンシェードというものだそうですけども、そういうものが張られていると、置いてあると、それがわからないんでね。その有効シールが、見えない状態にあります。そういうのも、先ほど言われました違法駐車としてみなしてしまうのか、その辺をどういうふうにシルバーの方が判断をされているのかということもお聞きをしたいわけでありまして。

また、先ほど部長の答弁の中で、年間数十台の違法駐車があるということで行われま

した。その違法駐車の方というのは、きちんとしたこちらから通知を出したときに、駐車代金を払っていただいているのかどうか。完全な悪質駐車になっているのか、その辺をわかる範囲でお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 回数券の関係でございますけども、こちらにつきましては、十分今後もPR、周知はしていきたいと思っております。

なお、無断駐車の関係でございますけども、こちらの確認につきましては、わからないものについては車両番号を記録で残して、こちらへ持ってくるということでございますので、その関係につきましては町のほうで確認して、これが違法駐車か違法駐車でないかというのは、また確認できます。

また、ですから、その場合、一応あなたは、警告書ですかね、その辺のようなものは置いてきてしまいますので、その辺についてまたお断りするような格好になろうかと思えます。

それと、駅西第2駐車場の無断駐車の関係でございますけども、台数でございますけども、平成24年度につきましては27台、うちお納め願っているのが4台ということで、23台が無断駐車ということでございます。25年度に至りましては11台ということで、納付された方につきましては0台という状態になっております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、違法駐車の数をお聞きをいたしました。これを見る限り、24年度では27台のうち4台が納めてくださった。あとは、完全なとめ得というんですかね、本当の悪質な無断駐車というふうになるかというふうに思うんですが、これを再度警告するというのはどのようになっているのか。また、それが慣例的というか、毎回同じ車が同じようにとまっているのか、たまたま1台そういうふうにとまってしまったのか。ではなくて、もう警告しても何回も何回も同じ車両がとまっているのか、その辺のことについてもしっかりと調べを願いたいと思いますし、またやはりこの無断駐車をなくすには、先ほどから少し出ておりましたやはり自動開閉機が私は必要ではないかなというふうに思います。確かに4カ所となり、1カ所1カ所つけるのはコスト的にも大変かなというふうに思うわけですが、そういうことはわかった上での駐車場をつくられたわけでございますので、やはりその無断駐車をしない、させない、またそういうことからしますと、やはり公平性、幸田町の公共駐車場の公平性からいいますと、あそこだけは何とでもなるよという、何となくどこかにそういう声が流れてしまうような、やはりそういう駐車場であってはならないんじゃないかな。どの駐車場でも、やはり公平を保つには自動開閉機を私は設置するべきではないかなというふうに思うわけですが、その辺についてのお考えをお聞きかせください。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちら、違法駐車につきましては、警告等でやっておるわけでございますけども、車両番号等の記載もこちらに報告願って確認はできるわけですが、それから先というものが確認できないということでございますので、なかなか本人さんにお支払いを願うということができないと、その現場におけるわけでございます

るので、なかなかできないということで、ことしにつきましては11台、まだ納付願っていないという状況でございます。

また、再警告の関係ですけれども、複数回というのがちょっとこちらで把握しておりませんので、再警告の場合の警告書等についてもございませんので、同じものを置いてくるということになります。

また、自動開閉機の関係でございますけれども、こちらにつきましては4カ所の駐車場ということで、今、道を挟んでということになっておりますのでなかなか難しいかと思っておりますけれども、一筆未買収のがございますので、そちらが買収できれば、全体として道の変更等も考えれば1カ所に集められる工作も検討はできるかと思っておりますけれども、今の状態、4カ所で自動開閉機をつけていくというのはなかなかお金もかかりますので、当面、今のままで考えていきたいということでございます。全体が一まとめになった時点で、考えることかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 全体で一つの駐車場になれば自動開閉機をつけてもいいという考えであるということでお聞きしたわけでございますが、しかし、幸田町の公共の駐車場がこのような不平等の駐車場があつていいのかなというふうに思いますし、そういう悪質な駐車場をとめさせるという、そういうこともやはり私は防止していかなければいけないのではないかなというふうに思うわけであります。

今、答弁聞きますと、まだ先のような考えであるように受けとめられますが、例えば、一つの駐車場となるには、そういう可能性というのはどのくらいあるんでしょうか。全然ない中で、例えばというお話をされたのか、希望のある一つの駐車場として自動開閉機がつけられる可能性がある御答弁なのかということを再度お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどの回数券の還付というんですか、日利用券の交換でございますけれども、平成24年に自動開閉機になった時点で大半が交換されておりました、現時点では問い合わせ等がほとんどないということでございます。

次に、違法駐車の関係ですけれども、常習者の関係でございますけれども、担当のほうで多い、複数回というものがあればフロントに紙を張るなど、今まではワイパーに紙を挟むというような状態でしたけれども、フロントに紙を張るなどの、ちょっとさらに強い作業を通して行っているということでございます。

あと、自動開閉機の関係でございますけれども、一筆買えないということがありましたので、そちらが買えれば全体として道を挟んで一カ所にできるものでございますので、そうすれば全体計画ができるというような格好がとれます。ただ、道でございますので、その中で道をどのようにやるか、通すかという、道を廃止して新しい道をつくとか、そういうことがございますので、なかなか難しい作業になろうかと思っておりますけれども、この一筆の方が買収に応じてくれた時点で、そのような方向は考えていけると思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君

○14番（伊藤宗次君） なぜ、回数券の廃止かということですが、これは結果ですよ。結果として回数券を廃止しますよ、原因は何ですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 原因としましては、自動改札機になりまして、管理人体制を廃止したことに伴うものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、自動改札機だと、ゲート設けるよという形でゲートをつくられた、自動改札機つくられた。それまで、そこで働いていた高齢者の就労の場を奪ったわけ、就労の場を奪ったということが一番の原因だ。その結果として、それまでその管理人の手を通して回数券の利用もされてきたと、それをゲートを設けたことによって高齢者の就労の場を奪う、同時にこうした回数券が使えない機種、ゲートを設けたと、今日までね、この条例改正するまでね、かかったわけだよね。別の条例で回数券を廃止をするとっても、既に出てある人に対しては、それは何らかの形で補填をしていくわけでしょ。条例がなかったら、それができんじゃない、いう点からいくと、あなた方は場当たり過ぎるじゃねえのかと、先の見通しもない中で、やあんな高齢者の就労の場を奪って、それいけやれいけだということがいや。

それから先ほどからいろいろ言われておりますが、違法駐車と、違法駐車だと、いとも簡単に違法と言われるけども、あなたは若干ね賢いもんだ、ちょっとは言葉選んどらん。違法なのかどうなのか、まず違法性はどこにあるんですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 違法というんですか、無断駐車ということで申しておるわけございまして、違法というのは条例に基づいてお金を払ってないということから申したものと解釈しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いつも簡単に、違法だと、違法の状態とは何のなか。違法の状態がつけられないように、設置者としての設置者責任が果たされておるのかということがあるんですよ。フリーパスでしょ。第1はいいですわ、ゲートがあるからな。第2は、みんなフリーパスですよ。しかも、先ほど中根議員が指摘されたように、看板はね、看板は定期利用だよという形で第1のほうに回ってくださいよというても、ペンキが消えるぐらい、昔から設置してある。しかし、実態として条例はそうになってない、そういうなくて、ゲートが設けられたことによって、シルバーが1日1回しか巡視しないよと、そのすき間ぬえばね、できるわけだ。それを違法駐車だというふうに断定できるのか。無断駐車であることは間違いはない。

そういうことが言えるということと同時に、この設置をするときに、町長、あなた何て言われました。「第2駐車場の利用の実態からいったら、こんなものは無駄ばかりじゃねえか」と、こういうことを言われたよね。こら覚えておらんでしょう、あなた、そうなることずっと忘れるタイプ、いい性格してるもんだ、ね。あなたそういうことを言われた口をきわめてね、第2の行政はって、あんなものは幾らでも使ってやがるといっ

て言われた。じゃ、そういう実態を町長自身が承知をしながら、承知をしながらどういう対策をとられるのか、何も対策としてへんが。第1にゲートを設けただけで、そのことによって就労の場を奪い、無断駐車の実態もつかめない。無断駐車を発見したらね、シールペたん和张つとくと、それが何月何日どういう車がどうだという記録もとってへんから、再警告があったのかなかったのか、2回、3回繰り返しとるのかいうたら、わかりませんわと、場当たりだ。だけでも、こういう条例を出してくる。

こういう点からいったときに、ここで申し上げるように、14条の割り増しの関係じゃどうやってやるんですか。実態がつかめないと、つかめないだけで条例だけがあって、じゃあ割り増しの利用料をいただきますよと、1日1回と、それも恐らく時間が決められておるだろう。その時間さえ外せれば、無断駐車が通っていく、そういう状況の中でこの条例で割り増し計算でいただきますよというのは、そら理屈に合わんぞ。極端な言い方すると、正直者がばかを見る大須賀町政だよと。それを条例の中できちっと今度は位置づけてね、割り増しペナルティーと、それはそれで理屈は通るんですわ。しかし、すき間がある、そのすき間をずっと抜けた人が、いや無断だ、違法だといってぺたぺたとレッテル張るのは簡単だけど、その実態つかめへんじゃろが。つかめないのに、正直者だけがばかを見るような条例の提案でいいのかどうなのかという点で、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 違法の関係でございますけども、違法駐車に限って言うてるわけでございますけども、これにつきましては先ほど申したとおり、シルバー人材センターのほうで1日1回ということでやっております。

また、この法律ですけども、できる規定でございますので、定期の利用の方が定期が切れてしまったということで忘れておりましたということであるならば、それはこの1.2倍ですが、使用料の2倍、ですから1.3倍になるかと思っておりますけども、それを支払うことではなくて、また更新していただくというような格好で、これの割り増し使用料の関係はとらなくてもできていくということでございます。不正な手段によりということでございまして、できる規定でございますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

それと、また不正な手段ということでございますので、またプリペイドカード等もございまして、そちらのカードの偽造とか、その辺はちょっとわかりにくいものですから、あればそのほうにもなってくるかと思っておりますけれども、そういうふうを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、第2駐車場を定期利用専用にしますよと、こういう規定ですよ。時間回数券は廃止しますよという、大ざっぱに言ってこういう条例の内容だよと。

そうしたときに、あなた方が説明したときには、この条例改正によって不正な手段を防止、図るんだ、防止するんだよと、これそれでいいでしょう。じゃあ防止をするという建前があったときに、それを具体的に具現化していくのは、どうやってやるんですか

だから、そういう点からいけば、あなたがね、今言われたように、第2駐車場の一部未買収の用地が買収できたら一体的にやりますよと言うた、こんなものは雲をつかむような話だ。この話はもう前のね、町長が副町長のころに、いつやるだあって、さんざん詰められたわの。それは、この買収の問題じゃねえわな、あるものが置いてあることについてね、いつやるか、すぐやる、すぐやるっちゃ違うばいちって、そんなやったかやらんか……。それからずっととまってる、どれだけ進展しました、進展もしていないときに、今これだけの問題が提起をされております。提起をされたことに対してどうするかといったら、いやあ未買収の用地が改修できましたら一体的に周辺の道路も買収してやりますわということを、とんでもない、実態がねえわけで、ということはそれまでやりどこを通していくよと。で、条例だけはつくってるけども、その実効性というのはいかなもんかな、そういうのをどういうふうに思われます。

○環境経済部長（山本幸一君） 割り増しの使用料につきましては、以前からこの条例はあったわけでございまして、今回駅西第2駐車場が日利用の項目がなくなったものですから、今回変更でここに幸田駅西第2駐車場においては、「不正な時間単位で利用した場合は」ということで書かさせていただいたものでございまして、以前からこのような項目は全ての駐車場にあったわけでございまして、使用料の2倍に相当する額を割り増しするというのがあったわけでございますけども、第2駐車場につきましては、議員のおっしゃるとおり、全て開放状態でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

– 19 –

い、どこどこどこことやりたかねえやなんちゃ、どうぞどうぞどうぞまあ勝手に気持ちのいいように使ってくださいよと、料金、そんな気持ちがあったら払ってくださいよと、ここに、さい銭箱を置いておきますよと、こういう感覚じゃねえの。

そんなこと言ってもいかに、要は、先ほどからも言われております。警告書を発行する、そのことの是非はともかく、発行して、それがデータの的にとられてないと。その人が何回やったのか、何月何日何時から何時の間にあってね、それがどうだというのがデータベース化されてないからね、いや何回あるのか、数回あるのか、3回あるのかって、わかりませんと、私はそういう点でいけば、警告書の発行はいい悪いは別にして、現実におやりになってる、おやりになってるのは、それはデータの的にちゃんととる。

ということと、もう一つは、1日1回のシルバーによる巡視、巡回、これは回数をふやすべきだと、何回が適切かどうかはともかくね、1日1回であれば、すき間ができます。何回やったってすき間が出ることは事実だ。けども、それを少しでも緩和していく、なくしていくような方向をとるには、一つは回数をふやすしか手はないだろうなと思うけど、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 無断駐車常習者でございますけども、こちらについては車番等記録しておりますので、確認は一応しております。何時から何時までという細かいことまでわかります。当然、1回しか回りませんのでわかりませんが、どの車、車番何番がいついつ無断駐車ですよということは確認しておりますので、回数の多いものについてはフロントガラスに警告書を張ってきてしまうという、のりで張ってしまうというようなこともしております。

次に、シルバーのほうの見回りというか、巡回なんですけども、これについては1日1回ということで、確かに1回だけではどのぐらい、長い間とか、そういうのが確認できませんので、回数も今後検討はしていきたいとは思いますが、時間的に今トイレの掃除等々をあわせてやっておりますので、その辺の時間等をふやして、その中でお願いしていくような格好も今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどね、常習者どうなんだったら、実態わかりませんというあなたの答弁だったわな。だから、そういうことを今あんた方がやっとならしたら、なぜ前の質問者のときにね、常習者はどうなって、どういう対策をとって、何がどういうふうになっとならということをはきちと答弁するのが当たり前ということと、もう一つは回数関係はついでの仕事でやっておりますわと、どっちがついでか知らんですよ。トイレのついでにね、西へしてちょっと、じゃ第2駐車場ちょっと回って、はい、よっしゃうね、ついでの仕事も結構でしょう、効率性という問題も含めてな。

しかし、トイレの午前中、午後とおやりになるのも結構なことだし、だからついでの仕事がなければやらないのかという問題が出てくるんでね、それはそれとして、やっぱり回数をふやすと、今はついでの1回でやっとならけども、ついでの2回がいいのか、それとも単独の1回がいいのかどうなのかという点はきちとしていただきたいということを申し上げて、次に入ります。

要は、駅南の駐車を廃止をする、先ほどからお返しをするお返しをするというのが気になってしょうがねえわけだ。あれは幸田町の土地じゃないのか、町有地でしょ。町有地を誰に返すの、誰に返すんですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどの違法駐車の関係でございますけども、それにつきましては、複数回の方についてはフロントで紙を張るということは、複数回の確認できるということは、先ほど申し上げておりました。

それと、先ほど委託の関係ですけども、トイレではなくて、自転車の整理の関係とあわせて駐車の確認業務を実施しているものでございます。この回数をふやすということにつきましては、中で一度検討をしてみたいと考えております。

次に、区画整理内の幸田駅南駐車でお返しするという話で、この言葉がということでございますけども、区画整理内の事業区域内でございますので、事業に使っていただくということでお返しするというお話したものでございまして、別に大意はございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いや、トイレじゃねえよと、あれは自転車場だよと、ほんだったら理由ができたじゃん、トイレへ行くかね、駐輪場へ行くか、これ2回できるわけだよ。そういう点も含めて、要はついでの仕事でなきゃやらんよという感覚じゃいかんからな、ついでの仕事もいいでしょうと、単独の仕事もいいでしょう。要は、巡回・巡視の回数をふやさないよということの提起でありますから、ちゃんと答えてな。いや最後私はトイレと聞いたけどな、まあいいや、どっちでもいいけど、要はそういうことだと。

それと、もう一つは、駅南の関係ですが、言われたように、あそこは区画整理区域内だよと、区画整理区域内にある町有地を誰に返すのかという、その発想感覚がどうしても理解できん。それは、行政の中のセクションでしょ。産業振興の関係は駐車場の関係もある、しかし駅前の区画整理いうと都市計画の関係、いう形の中で、しかし要はセクションの問題じゃなくて、要はこの駐車を廃止をする、廃止したことによって一体的な整備が求められてきとるときに、じゃああのみすぼらしいような駐輪場をどうされるのかと、シェルターをきちっと設けるべのじゃない。

3月の議会だったというふうに記憶しておりますが、14列できますよ。14例で6,000万円ぐらいかな、このぐらいでできますよと。相見駅はね、シェルターで誰も使わんようなシェルターに7,600万円か、使ったわけだ。それに比べれば、自転車があふれて転倒もするような状況の中で、雨に打たれとると、ああ幸田町の政治というのは、これほど貧しいのか、こういう受けとめ方というのは、皆さんそうだそうだと言うんですよ。なぜ、シェルターが整備できんのか、口開いたら、いや総合計画、総合計画たってまだ10年先の計画でね、じゃあそれをどうするのかって、いやそれを検討するのが総合計画、そんなことは先に伸ばしてるだけ。先に伸ばすための正当化を図る知恵を出すんだったら、今あそこにシェルター設けて、通勤者の利便性を図ることが町の政治にとってプラスかマイナスかと考えてくださいよ。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほどの見回りの関係につきましては、確認業務ということで、ふやす方向へと検討を重ねていきたいと思っております。

次に、駐輪場のシェルターの関係でございますけれども、こちらの区域につきましても、駅前の総合整備の中の区域に入ってくださいかと思っておりますので、そちらの整備計画の中で早期に位置づけられるよう、場所、台数につきまして検討されるよう、今後とも詰めていきたいと思っております。

しかし、現在の状況から見ると、駐輪場でございますけれども、駐輪場の位置や規模につきまして、屋根つき駐輪場増設等が必要ではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 駐輪場の問題につきましては、先ほどから申し上げてるんですが、区画整理組合の事業がだんだん進んでまいりまして、大津屋さんのほうも取り壊しが進んでいくということで、一体的な形ができ上がってくということで、先ほどから申し上げてる南の駐車場につきましては、今回については廃止をさせていただきますけれども、将来に向かって区画整理の幸田の表玄関として、そういう駐輪施設等々も計画に入れていく。今、若い人は車から自転車やと、そういう方が多くなっておりまして、非常に相見駅におきましても自転車がたくさん、いっぱいでございます。新たに増設しなきゃいけないかなというぐらいでありますけれども、そういう面につきましては、十分これからも考えていきますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長のお考えで、まさにそうだと思うんですね。今、ああいいことと言われたなと思って、今何かいい知恵がねえかなと思ったですね、たまたま出るじゃんね。

いわゆるエコ通勤だと、もう車からやめて、自分の体も踏まえて、健康も含めてエコ通勤しようじゃないか、それが一番いいのは自転車ですよということで、そういう若い人たちの車離れから自転車通勤がふえてきたよと、エコの町だと、エコ通勤だ、そういう基盤をつくっていくためにも、私は早晚、早急に駐輪場を整備し、シェルターをつくって、転倒しないように、雨にぬれてもサドルがぬれてふくような、そういう貧しい町の政治の姿を少しでも早く解消していただくことを申し上げて、私は終わります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 貧しい町というのはちょっと、大変心が痛いわけでありまして、将来に向かって進んでる町ということで御理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、3番、志賀恒男君の質疑を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 幸田駅西第2駐車場の設備及び周辺整備について、質問をしてまいります。

最初は、料金設定の考え方についてであります。

幸田駅南駐車場の閉鎖に伴いまして、駅西第2駐車場が拡張されました。その拡張さ

れた部分は、幸田川堤防に近い駐車場の部分が８９台分、新幹線寄りの駐車場の拡張部分が２７台分ということで、１１６台分が拡張をされました。従来からあります駅西第２駐車場は、全面にアスファルト舗装がされております。一方、今回拡張されました１１６台分の駐車場につきましては、一切舗装がされておられません。月決めの駐車の申し込みの場合に、駐車場の位置指定はされていないというふうに思いますが、既存の駅西第２駐車場と今回拡張された駐車場とでは、駐車料金に差がございません。

今回、拡張しました未舗装の駐車場は、ユーザー感覚、利用者感覚からすれば、安くしてもいいのではないかというふうに考えるのが自然ではないかと思います。見解をお聞きかせ願います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 未舗装部分の料金を安くできないかという御質問の趣旨だと思います。

議員も御承知のとおり、駐車場の位置指定はしておりませんので、料金格差は考えておりません。なお、未舗装部分のへこみ等不良箇所につきましては、管理、碎石補充等の修繕は十分行っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） ３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君） 未舗装駐車場ということで、私は今回の拡張部分の現地を見てまいりました。既に、大きな草がところどころに生え始めております。未舗装部分の草刈りということも当然夏場は考えられるというふうに思いますが、思い出しますのは、相見駅の駐車場で草刈り中に草刈り機による石が飛んで、駐車中の自動車の窓ガラスを破損をしてしまいましたと、何十万円という損害が発生を、補償せざるを得なかったということでございました。私は、今後のこの未舗装部分について、舗装されるのか、どうされるのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田駅西の拡大部分については、舗装を残して工事は完了しております。雑草等につきましても、事故のないよう十分注意しながら、ネット等を張って駐車場も考慮しながら随時管理は進めてまいります。

舗装でございますけども、舗装時期につきましては、今後の財政状況、利用状況等もありまして、現時点ではすぐには特定はできませんけども、来年度以降、早い時期に舗装はしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） ３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君） 私は、料金か同じだったら、公平な駐車場環境を提供すべであるというふうに思います。草が生え始めますのは来年春からでございます。まだ時間はあります。来年春までには、舗装される。先ほど来から話がありましたように、駐車スペースには余裕があります。そんなに頻繁に全部の駐車台数が埋まるというふうには予想されませんので、簡易舗装でもよろしいのではないかという思いもありますが、ぜひとも来年春までには費用対効果も含めて整備をされることを要望をしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今の利用状況と財政の関係考えますと、春までの舗装は難しい状態でございますので、十分碎石の補充等で十分管理はしてまいりますので、駐車場の位置指定もまだされておりませんので、舗装のほうへ来てとめていただくようお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 予算の関係でなかなか難しいと、早急の対応は難しいというお話でございますけれども、現在見に行きますと、今回拡張された未舗装の駐車場部分というのは、3台か4台しかとまっておりません。駅側に近くても、3台か4台しかとまっていないんです。ということは、皆さんやっぱり舗装された部分に、既存の第2駐車場部分に駐車をするということでございますので、利便性を考えれば早く舗装をすべきだというふうに私は考えております。

次の質問に移ります。

今後の駐車場に関連をいたします整備計画について、お尋ねをいたします。

町の大方針として、駅西に駅利用者の駐車場を公共駐車場として集約をしていくということが、明確に今回の条例改正でなっております。こうなりますと、駅西第1駐車場、あるいは第2駐車場から幸田駅東側駅前にアクセスする道路についてであります。当然、駐車場に車を置いて、駅西側から地下道を通して駅前へ行くことになります。ハンディキャップの人は、車いすを使って現在の地下道を通して、急なスロープを上っていかなければなりません。このスロープは、道路構造令からいいますと、現在の基準からは外れております。傾斜が急過ぎますということでございます。早急な整備が必要ではないかというふうに思いますが、現状の認識はどのように思ってみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、御質問のありましたJRのアンダーの部分の歩道、ボックスの関係のことだと思いますけれども、この関係につきましては、土木課管理ということで建設部のほうでお答えさせていただきますけれども、今幅員が3メートルから4メートル程度、高さも2メートル強と、2.5メートルないと思いますけれども。そういった状態の中で、スロープも真ん中についておりまして、実質スロープの勾配も階段に合わせた状態になっていますので、当然バリアフリー基準に合っていないという状況でございます。

これにつきましては、当然今の駅西第2駐車場から来るアクセス、人道橋も含めてです、人道橋からおりる階段、スロープ、駅西線を横断して、またこのボックスをくぐっていくという形ですね、何かとバリアフリーになっていない状況でございます。これにつきましては、当然構造的にかなり難しいということで今日に至ってるわけですが、これにつきましては一度内部的には検討させていただきながら、なかなかすぐ抜本的なものというのは、相手がある、道路があったり、またJR線路があったりということで抜本的な解消は難しいわけですが、検討は進めていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田駅は、幸田の玄関口の一つであります。その玄関口が、ハンデ

イキャップの人たちに利用しにくいような状況では、余りよろしくない状況ではないかというふうに思いますので、整備計画を立てられて、対応を急いでいただきたいというふうに要望をしておきます。

続きまして、今後は駅西第2駐車場の利用者がふえていくというふうに予想をされておりますが、駅西第2駐車場への車でのアクセス路というのは、どの道が正規だというふうに考えてみえるのか、お尋ねをいたします。

駅南駐車場を利用していた方は、当然東海道線の東側の人たちが駅の西側に移るわけでございます。今後、利用者がふえるにつれましても、アクセス路をどの道が正規だというふうに考えてみえるのか、お答えを願います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田の駅西第2駐車場の利用者に対しては、案内図等渡して通る道を御案内しとるわけでございますけども、そのアクセス道路につきましては、県道幸田幡豆線から東に伸びる道路ということで、町道北郷六反田1号線というものが駐車場の真ん中走っとる道路でございますけども、そちらがでございます。そちらを利用するように御案内しております。

また、JAの営農センター前の県道幸田石井線から広田川の西を南北に走ります町道六栗江尻北郷1号線という道路がございますけども、こちらにつきましては幅員も狭く、農繁期につきましては農業車両車が往来しますので、事故等の防止のため避けていただくよう、現地には利用自粛の看板が設けてあります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 県道幸田幡豆線から幸田駅に向かって、東へ向かってのアクセス道路だというお答えをいただきましたが、通称、地元の方は、「8メートル道路」というふうに呼んでおります。しかしながら、駅西第2駐車場から県道までの間は歩道が設置されおりません。朝は駐車場へ向かう車と歩いて徒歩で駅に向かう人、また夜間は駐車場から出ていく車と、駅から徒歩で六栗方面にこの8メートル道路を通過して向かう人が、同じ時間帯に、同じ方向に向かって移動をしていくことになります。特に、歩行者にとりましては、背後から車が追い抜いていくという形になりますので、大変危険でもあります。ぜひとも、8メートル道路に歩道を設置すべきであるというふうに考えますが、お答えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、第2駐車場へのアクセスとして、県道幸田幡豆線までの町道北郷六反田1号線につきましては御質問でございますので、こちらでお答えさせていただきますが、現況幅員が、この町道につきましては3.3メートルから7.8メートルという形で、延長も359メートル、先ほど申し上げました駅西線まで、人道橋まで含めて、県道から人道橋まで359メートルございます。その中で、新幹線のところを主体とした県道幸田幡豆線までの間のことでございますけども、路肩幅員は5.2メートルから8メートル以上あるわけですけども、用地幅も大体8メートルぐらいというふうな状況になっておりますけども、これが駐車場へのアクセスのメインということでござ

いますので、先ほど議員が言われたように、現況の路面舗装幅員では、車のすり変わりとか、その歩行者の安全性というのは若干課題があるかなという状況だということを認識しております。

また、なおこの拡幅計画、この道路の抜本的な計画につきましては、議員が平成23年6月に一般質問でされたように、都市計画マスタープランの中でしっかり補助幹線道路として位置づけられておるということでございますけども、これにつきましては将来の土地利用も含めた、また駅の橋上化とか、そういった面も含めた部分で捉えて望まれているということでございます。特に、新幹線の開口部、アンダーボックスの部分、ここでの幅員が8メートルちょっとしかないと、8.4メートルでございますけども、そういった形で正式なガイド体系での整備というのは、とても基準には合わないというふうな状況でございます。

現在のところ、先ほど議員言われたように、駅西第2駐車場の一部には歩道が設置されてございますけども、その延長線上で、残る新幹線部分から県道まで、概ね230メートルほどございますけども、そういったところへの片側歩道というのが望まれているという御質問だと思いますけども、これについては検討いたしますが、なかなかすぐに今の用地の中での対応ということになりますので、検討はさせていただきますが、当面につきましては安全性とか防犯上含めた部分での排水も含めて、いろんな面で必要な維持・補修を当面やらせていただくという形で、現在草刈りも含めてですね、そういった部分での維持・補修を早急にはさせていただきながら対応したいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 整備の必要性については、認識をされておるというふうに理解をいたしました。駅西の整備が、根本的なものはまだ計画が立っておりませんので、暫定処置でも結構でございますので、要望としては引き続き検討を前向きにお願いしたいというふうに思います。

続きまして、拡張された部分の第2駐車場には、幸田町の有料駐車場であることを示す看板がありません。現時点では、舗装もされておられませんので、無断駐車をされてもやむを得ないような状況ではないのか、町のほうが有料駐車場であるということを明確に示していない、こういう状況だと私は思います。町営の駐車場であることを示す看板を早急に設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 看板につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。これにつきましては、条例改正の議決をいただいた折には、改正内容で有料駐車、町営駐車場の看板の設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 早急に設置の方向でという回答をいただきました。

看板につきましては、もう一点質問をさせていただきます。既存の第2駐車場には、3種類の、三つの看板が設置をされております。

一つは、読み上げますと、「痴漢に注意、痴漢があなたを狙っている」という看板で

あります。二つ目は、「あなたの車も狙われている。車内に置かない現金と貴重品」という看板であります。この二つの看板は、岡崎額田防犯団体連絡協議会、もう一つは、岡崎警察署というその二つの組織が連名で設置者となっております。三つ目は、「注意、最近車両いたずらが多発しています。利用者各自におかれましては御注意願います」という看板であります。幸田町が設置者であります。

問題は、今回拡張されました駐車場部分には、一つの注意看板も設置をされていないということであります。犯罪が起きてからはではなく、起きる前に利用者の注意喚起の看板を設置すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） これにつきましては、先ほどの有料看板と同じく看板ございませんので、有料駐車場の看板とあわせた注意看板や、先ほど議員の申された防犯対策連絡協議会とか岡崎警察署の連名で看板もございますので、そちらの関係団体、警察等と調整し、看板の設置を進めてまいりたいと思います。また、防犯につきましては、こちらの駐車場、また防犯カメラ等も設置が進んできておりませんので、そちらのほうも今後検討して進めていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第40号議案、第41号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第40号議案、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 42号議案の指名競争入札について、お伺いします。

今回は、3社による指名競争入札でございます。中身を見ますと、1社は消防用設備が得意な業者とね、もう1社は医療機器が得意な業者と、そして落札した愛知トヨタのみが自動車販売業者です。車を買うのにですね、自動車販売業者が1社だけと、これで販売業者が1社だけですね、これで競争なのか、これで指名競争入札と言えるのなかということがちょっと疑問になりましたのでお聞きしますが、愛知トヨタ以外の2業者は、車を販売した実績があるのかどうか、あればどの程度の実績か、お伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） トヨタ以外の2業者についての販売実績でございますが、山佐産工につきましては、幸田町の救助工作車、消防団の車両の納入実績はございますが、救

急車の納入実績はございません。また、名古屋医理科商会につきましては、県内での救急車の医療実績はございませんが、岐阜県内での実績はございます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） いわゆる自動車の専門の販売業者でない業者が 1 社だけで、それなぜ指名競争というんだろというのが、最初の疑問でございました。平成 22 年の 5 月 18 日に、やはり災害対応特殊救急自動車というのを 3 社の指名競争で入札をしておりますね。その資料を見ますと、1 社は日産系ですね。これは、もう初めから入札の前に辞退をしておりますから、入札に参加しておりません。ですから、実際は 1 社が消防用設備の得意な業者、先ほど出てきた業者でございますが、もう 1 社が愛知トヨタ六名、これも今回のです。落札は同じように、今回と同じように愛知トヨタ六名でございます。

車販売の専門業者が 1 社だけという、この指名競争入札というのは、しかも前回と同じ業者が落札をしているわけですが、こういうのを本当の意味の指名競争入札と言い切れるのかどうかについて、再度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 前回の入札、今回の入札とも同様な結果となっております。まず、消防本部におきましては、所管課としまして、登録のある、今回の場合ですと特殊自動車というところの中身を名簿から救急車のほうが納入できるかどうか、あるいはそれだけではなくて、医療機器の業者の名簿からも救急車のほうが納入できるかどうかというようなことを事前に聞いて、納入できる業者ということでできたのが、結果的にこの 3 社のみだったということでございます。それで、この 3 社しか救急車の納入に対して対応できる業者がなかったということで、3 社で入札を行ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 全国にも自動車会社いっぱいあるわけですが、なぜトヨタ愛知六名だけなのかと、指名が。一般の幸田町内にもそういう自動車関連の業者たくさんありますが、そういうところも当たってみたのかという部分で考えてみると、なぜトヨタ愛知六名だけが前回も今回も、これを 1 社をもってほとんどもう相撲にならないわけですよ、ひとり相撲ですからね。そうした場合に、これを指名競争入札が成立しておりますと、こう言うということは何かおかしいような気がしますので、やはり自動車専門業者が、販売の専門業者が 2 社ぐらいあると、あつて指名競争をしたんだよというふうな形になっていくほうがベターではないかと思うんですが、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 入札参加業者につきましては、特殊自動車というところの名簿の中に 27 社載っております。その中で、町内の業者も 5 社載っております。町内の業者にも確認をさせていただきました。また、町外にありましてディーラー系という意味合いでのところの登録は、この愛知トヨタ自動車の六名営業所 1 カ所でございます。例えば、愛知トヨタ自動車の川崎市内の営業所というのは 4 カ所ございます。その中で、前回、今回登録があつて、今回も入札の結果として、落札したところが六名営業所とい

うことになってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 愛知県下に 27 社あると、幸田町内にも 5 社あると、それを消去法で消していくと、指名入札の指名するのは六名営業所だけだというふうな形になると、これではやっぱり正しい意味での指名競争とは言えないんじゃないかなというふうに私は理解をしました。

この資料を見ますと、ちょっとこれよくわからないんですが、落札予定価格というもののが記載がございませんよね。これは、去年いろんなこの落札側で見たときに、予定価格という表示があったんですが、今回の場合これがないというのは一体どういう意味なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 入札の執行の関係に当たりますので、総務のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

予定価格のは、資料記載がないということでございます。予定価格の公表につきましては、要綱を持っておりまして、一般競争入札の工事、指名競争入札の工事に限り公表しておる、事前公表も電子入札という今、こともできますので、しておるわけでございます。工事以外の委託業務だとか物品の購入、今回の案件についての予定価格につきましては公表をしておりませんので、資料中にはないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） はい、よく理解しました。

次に、現在の救急幸田 3 ですよね、今活躍しとるの、先日の総合防災訓練にもこの 3 号というのは随分元気に活躍しとったなと思うのですが、また現役バリバリだなというふうに私は印象を持ちましたが、これが今回のこの新しい車に取ってかわるというなのが今回の話だと思いますので、現在のこの幸田救急 3 は今後どうなるかと、あの元気さのままで。

私の考えでは、いろいろあると思いますが、一つは、現在の救急 3 を予備車として使える状態で保管してはどうかと。いろんな災害が今後起きてくるし、何が起きるかわかりませんので、救急車なんか何台あってもいいだろうと思うんですよね。ですから、予備車としてとっておいてもいいじゃないかと、そう思うのが一つのアイデア。二つ目が、日常訓練用に使ってもいいじゃないかと、そういうふうに思うんですね。ほかの三つ目としては、ほかの目的のためにあの自動車を使おうと、改装をしてですね、別の目的に使ってもいいじゃないか。または、救急車を必要とするほかの自治体や外国に譲ってもいいだろうと、または下取りに出してもいいだろうと、いろんな有効活用する方法があるわけですので、その辺のことについてどういう形で今後やられるのか。今述べた部分のことについては、なぜそれを選択しなかったかについての理由も教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在の救急幸田 3 の活用方法です。土曜日の防災訓練の日に、救急幸田 3 が防災訓練に出たというのは、予備車的な意味合いがありまして、もうあと 2 台が第 1 次、第 2 次の救急隊ということで、先頭で行く救急車になりますので、最後の

車、予備的な車両としての救急幸田 3 が位置づけをしております。救急幸田 3 は、救急車のうちで最も古いものであり、現在予備の救急車の位置づけもしてある車両でございます。今後も救急車は 3 台の救急体制で対応していきたいと考えておりますので、今後活用はせず、廃車をする方向でございます。

ほかにですが、自治体関係ということですが、たしかことしに入ってからだと思いますが、福島県のほうから救急車の寄贈というお話がございました。ちょうどこの救急車の更新の時期のこともありましたので、消防本部としては寄贈する方向で検討しましたが、後日新車が導入されるという連絡がありまして、この話はなくなっております。

また、救急車の活用ですが、年数や走行距離からは、国内のほかの消防本部での活用というのはなかなか難しいと考えております。しかし、9 月 3 日の新聞に、岡崎消防本部が、今年度廃車する消防車 5 台をミャンマーに寄贈するという報道もございました。今後、車両の更新時につきましては、活用としまして、こういったことも含めて検討をしてやっていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） いろんな活用方法があると思いますが、とにかくこれは更新については前々から計画的にやってることですから、じゃあこの幸田 3 号を今からどうするかなんていうことを考えてるわけじゃないと思うんですね。もう以前から、じゃあこの後どうするかということは考えてきた話かと思っておりますので、なぜこれが廃棄という選択だけに絞ったのか。

もっと、今出てきたように、外国に譲るとかいろんな方法もあったような気がする。または、本当にまだこの間見ても元気だったもんですから、予備の予備と、そんなような形でとっとけば、何かあったときにどこかで使えと、そういうような気がしますので、救急車は 3 台あれば事足りるじゃなくて、何かあったときにはもう一台欲しいなといったとき、または 1 台が壊れちゃった、とまっちゃったといったときにそれが出て行けるような、もう予備の予備という形でも幸田町にあれば、それで人の命が救われるかもしれませんので、そういうった意味ではやっぱりつなぎとめることも大事なと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在、救急車のほうは 3 台体制でやっております。従来、当初からですと救急車 1 台の体制、それから 2 台、そして現在 3 台の体制となっております。救急出動に対応するためには、最低でも 3 人の人員が必要になってきますし、そういった面では人員の確保、それと車両の維持管理等もでございます。そういった意味合いで、現在においても救急幸田 3 は予備的な車両という意味合いも持っておりまして、最前線で動くほかの 2 台の車検だとか、そういった場合にそのかわりをするということで、最低 2 台は順次活用できるような体制ということで今後もやってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 救急車はいつでも動く状態にしとけば、まさかのときに役立つと、ああ、あのとき捨てずにとっておいてよかったなということが、それが人の命の引きか

えですので、考えてほしい問題かなというふうに思っております。

次に、機種選定の理由についてと書かせていただきましたが、救急車ですからね、当然ふだん使うものですから、現場の声が優先される、これ当然のことかと思っております。ただ、ほかのメーカー、例えばトヨタ以外の日産とかいろんなメーカーがありますが、ほかのメーカーと比較して、比較研究をして、他社よりここがすぐれておると、こういうところがすぐれておる、ここはだめだなということを比較研究をさせて、そのことを今回落札したトヨタならトヨタに伝えて、さらに今後よりよい装備にすべきだというふうに進言すべきじゃないかと思うんですが、当然この比較研究というのををされておると思いますが、他社と比べてどこがどうなんだという、その結果について教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在、幸田町消防本部には、トヨタ車が2台、日産車が1台、計3台の救急車が導入されております。日産の平成18年に導入した高規格がございますので、現行の2台のトヨタ車との比較ということが消防本部でできるわけでございますが、日産の車両につきましては、燃料がハイオクであるという維持費の面、それから修理、ふぐあい合等が多々あったということ、それから車内のレイアウトということで、狭く利便性に欠けているというようなことで、トヨタ車と比較検討した結果、そんなような状況になりました。車の信頼性だとか、車内での救急活動のしやすさ、そういうことを含めまして、今回の入札につきましては、トヨタ車に選定をさせていただいて購入、導入をするものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今ある、その持っておる日産車の欠陥というのかな、弱点ではなくて、日産が出している最新車と今度買おうとするトヨタの最新車との性能の比較、ここはいいがここは劣ると、そういう比較をされたかどうかということをお聞きしております。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 2台の車とも、現行の中では、うちの車両等々、現在の車両、特にトヨタの救急車の場合は、現在の車両と全く変わりがない、今回のと変わりがありませぬ。そういった中で、使い勝手、そういうことも含めて、現在のトヨタ車が今の救急隊員にとっても使い勝手がいいというようなことも含めて決めさせていただいたものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） とても高いものを買うわけですので、もう民間、また個人にとっても物を比較しますよね、あっちの物とこっちの物とどこが違うのかと、ここがいのか、どっちがいいのかと比べるわけですから、もう車はトヨタがいいに決まっとなると、他社は六名に決まっとなると、それではなくて、現在使っている日産はどこがどう違うのかと、今の日産の最新の車、日産以外にもありますよね、それとどこが違うんだと、だからこっちにしましょうと。そのことを承知の上で、でもトヨタのほうがいいよというふうな判断なら、それはとてもいいことかと思っておりますので、これは現場の実際運転する人の声の問題ですから、今ある他社を研究しないで、過去こうだったというのは、それ

はおかしな気がしますので、例えば、日産、それ以外の最新の車と比較されたことがあるのかどうかについてお聞きしとるわけです。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） トヨタの今回導入する車につきましては、2006年にフルモデルチェンジをして、年々改良をしてきた車両がベースになっております。また、日産のほうの車につきましては、1998年に2台目とした救急車が現在も販売されておるということでございますので、そういった面からして改良の度合いということも含めて、それから近隣の消防本部にも日産、トヨタの車両のどちらがいかというようなこと、故障がどちらが多いかだとかいうようなことも聞き取りをした上で、今回決めさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 私も財産の取得、高規格救急自動車について、お聞きをいたします。

高規格救急自動車は、特に適正な更新がこれから必要だというぐあいに思っております。そこで、私のほうから、今まで使っておりました経過年数と走行距離の目安がどうなっておるのかということをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 経過年数と走行距離の目安ということでございますが、消防車両も含めて、車両の更新時期には幸田町の要綱にございます公用自動車更新基準、その別表において、特殊自動車、この中で消防車で、救急車は経過年数10年、走行距離10万キロとあり、また注において、経過年数または走行距離数のいずれかが基準数値を超えたものを更新の対象とすることができると規定されております。

今回更新する救急幸田3は、経過年数11年、走行距離数14万8,000キロであり、経過年数、走行距離とも更新の対象となっておる車両でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。一応10年と、10万キロということだそうですが、これが、ちょっと11年と14万8,000キロという、こういうぐあいに長くなったら、こういう利用についてはいかがなものでしょうか。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 距離数に関しましては、他の消防車に関しましても多くなっておりますが、救急幸田3に関しましては、導入当初から4年間で第一線の車両として活躍しておりました。それ以降は、二線、それから予備車というような位置づけになります。が、これまでに5,271回の救急出動をいたしました。その中で、当初の4年、第1次の救急車両の中で4,055回、およそ4年間で80%の回数をこなしておるということで、一時出動の中でほとんど10万キロに近い数値をクリアするぐらいな走行距離を持っております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 私が質問したのとちょっと違う、先に言っちゃったような気がする

んですけど。

もう一度お聞きいたします。そこで、これから更新される予定の車両のことなんですけれど、これがまたいつごろあるかということをやっと幸田3以外ですね、お聞きかせを願いたい。

それから、先ほど言われてしまいましたけれど、この11年間で運行回数ですか、それのことと、年間にどれぐらい活動しているかということをお聞きかせ願いたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 救急車も含めて、消防車の更新につきましては、先ほど言いました基準を含めて計画をされております。次回の救急車にありましては、高規格の救急幸田2号、平成28年に更新を計画してございます。また、他の消防車においても、更新基準に合わせた更新計画というものを消防のほうの計画において定めてございます。

それから、先ほど申しわけありませんでした。運行回数につきましては、先ほど申しましたが、一時出動を含めて全部で5,271回、その中で、当初の4年間で4,055回、全回数の81%をその4年間で出動したということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） そこで、今総トータルで5,271回ということですけど、24年度では何回出動されておったんでしょうか。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 24年につきましては、45回です。まず、一線の救急幸田1が1,474回、それから、2台目として出動する救急幸田2が260回、そして救急幸田3が、平成24年1年間で45回の出動となっております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それでは、次に、救急車が出動から病院へ収容されるまでの平均時間と最長時間のことについて、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、出動から病院到着までの平均時間ですが、33分となっております。それから、出動から病院到着までの最長時間でございますが、1時間41分かかっております。これは、現場での患者収容のために家族等、それから本人の説得に時間かかったとか、それから現場の建物、それが施錠して開閉するのに、開くのに時間かかった、あるいは遠距離である名古屋大学病院等に搬送するのに時間がかかったというものでございます。

それと、出動から帰署までの時間でございますが、平均1時間48分かかってございます。1日平均3.8件の救急出動がございますので、1日当たり救急車のエンジンの稼働時間といいますと、1日約6時間50分、救急車のエンジンは動いているというような状況となっております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1 番（中根秋男君） わかりました。平均で33分、それから最長で1時間41分ということでございますけれど。いろいろ説得とかいろんなことで時間かかったというぐあいには言われましたけど、そのあたり、ちょっとたらい回しの的なことがあったのかどうか、これについてひとつお聞きかせをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 幸田町消防におきまして、たらい回しの的なものはございません。まずは、病院のほうに確認をして、収容できるかどうか、それは現場なり救急車内で確認しますので、そこで病院のほうは確定しますので、たらい回しはございません。ただ、2次医療機関というような病院に行った場合に、そこに行った先生の判断、それで処置が不可能であるから次の3次病院である岡崎市民病院へ行きなさいという例はたまにはございますが、基本的にたらい回しということは幸田町の消防ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） わかりました。たらい回しは一応ないということでございますね。こういったことで、時間的なこともかかるということでございますので、高規格救急車がこれからも当然必要になってくるというぐあいに思っております。

最後ですね、高規格救急車と普通救急車との違いについて、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 高規格救急車と普通救急車の違いでございますが、まずは高規格救急車というのは、救急救命士が乗車して特定行為、救急救命士が実施できる特定行為ができる資機材を積載した車となります。特定行為の資機材としましては、気道確保用の資機材、気管挿管をするためのチューブだとか、そういったもの。それから、輸液用資機材ということで、乳酸リンゲル液、輸液セット、静脈留置針、アドレナリン等を積載した救急車を高規格救急車と呼んでおります。幸田町消防本部は、3台とも高規格救急車ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根秋男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の入札に当たりましては、誰しもが疑問を持つ指名でございます。その指名の中でも、特に今度はディーラーに当たっては車種を限定ということで入札が行われたわけでありまして、この車種を限定したという理由につきましては、先ほどの質問からも明らかになりました。そういう中で、車両本体と救命資材、こ

の分割発注の理由と、これについてお尋ねするものでありますけれども、分割発注にしたのはなぜかということでございます。これについて、お答えがいただきたいということとであります。

それから、車種を限定をするに当たって、日産系を排除したということで、日産のふぐあいというものが明らかになったわけではありますが、現在、全国の自治体消防の中で、この救急車両でこのシェアですね、トヨタ車の占めるシェアはどれぐらいかということとありますけれども、そういうものもいろいろと指名するに当たっての判断材料とされたのか、その点についてもあわせて御答弁いただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 車両本体と救命資機材の分割発注につきましては、高規格救急自動車及び高度救命措置用資機材については、それぞれ特殊なものでございます。高規格救急車につきましては、ストレッチャー、機器の固定台、赤色回転灯、サイレン等車両の外部・内部にほとんどが特殊な機装となっております。同様に、高度救命処置用資機材についても、各種測定用機材等電子機器を初め、医療用専門器具がほとんどでございます。

こうしたことから、別々に入札することにより、また救急自動車や高度救命措置用資機材を取り扱う業者同士で入札することによって、競争の入札の効果を引き出すために分割、別々に入札を行ったものでございます。

また、車両のシェアでございますが、救急車につきましては、トヨタが75%からおよそ80%、台数に換算しまして約4,500台がトヨタ、日産が1,500台となっております。近隣の消防本部でございますが、西尾市におきましては、トヨタ車が6台、日産車が1台ということで、平成18年以降の4台は全てトヨタ車となっております。蒲郡市におきましては、5台全てがトヨタ車となっております。また、岡崎市におきましては、14台の救急車があり、うち2台が日産で、この2台は平成18年に購入したものでございます。19年以降に更新しました救急車9台につきましては、全てトヨタ車となっております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 分割発注をしたのは、車両本体とそれから医療用機材ということで、別々にしたほうが競争原理が働くということで分割発注をされたということとありますけれども。しながら、この入札執行調書を見ますと、たまたま車両本体、高規格救急車におきましては、愛知トヨタ自動車六名営業所が落札をしておりますが、ほかのこの3社の中の2社は、山佐産工と名古屋医理科商会ということで、次の議案にも出てまいります医療用資機材一式が含まれているわけでありまして、そうした点からいたしますと、この入札執行調書による落札以外の業者2社について言えば、これは一括でもできる業者ということになるわけでありまして、そうした点からこの分割発注が果たして、今言われることだったのかというふうな懸念も出てくるわけであります。その辺のところをきちんと詳しく説明いただきたいということとあります。

それと、いろんな情報を見ておきますと、今回のトヨタ車の装備といたしますか、高規格救急自動車専用車、これはトヨタ車で見ますと、これ一般的ですよ。一般的な標準

装備ということになるわけでありまして、そうした点からすると、例えばほかの自治体で、直近で落札をされた、本体だけで言えばですね、うちよりも少な目で落札をしているところもあるわけですね、調べますと。ですから、そうした点が果たして、それ自治体によって違うわけですが、これも競争原理が働いたのかというまた懸念も生じてくるわけでありまして、その点、納得のいく説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 救急車と医療資機材のほうの別々に購入したということですが、その中の二つにあっては、医療用機材の中にも入っているということでございます。まず、基本的に、高規格救急車につきましては、それを取り扱っている業者というふうなことで、こちらのほうから問い合わせたところ、3社しかそれに対応できる業者がなかったということでございます。それ以外のところでは対応できないということで、3社になりました。

医療機器のほうに関しましても、こちらのほうで業者のほうに問い合わせをしまして、救急用のこういった資機材のほうが入納できるかどうかということを確認をさせていただきました。その中で、納入ができると回答された業者が8業者ございましたので、その中から入札の加わる業者としてやらさせていただいたものです。何にしても、救急車及び資機材につきましては、特殊性、専門性というのがございますので、その中で納入が可能かどうかということをもまず第一に考えまして、こちらのほうで業者のほうを聞き取りしたところ、この3社と8社になったということでございます。

また、本体の価格というのは、車両自体の価格、それプラスいろんな救急車の中で装備がございます。今回の中でも、回転灯等では、こちら幸田消防の仕様というようなことで艤装をしておりますので、そういった面でほかの消防本部との救急車、外観は同じでございますが、いろんなもので装備が違ってきます。車両自体の価格というのはございますが、それと同等ぐらいの金額がその救急車の艤装にかかわってくるものになりますので、その内容によって各消防本部で救急車の金額の差が生じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高規格救急自動車は、装備は、これは一般的な標準装備ということで理解をしてよろしいかということでございますが。装備によって違うということでもありますけれども、一般的に、例えば幸田町というこういうネームが入る、そのことによって違うというふうには思うわけでもありますけれども、この車本体に関して言えば、高規格救急自動車専用となれば、これはトヨタが救急車で売り出している標準装備ですよ、一般的な。ネーム違うだけということになるわけですので、これは先ほどの説明とはちょっと食い違うのではないかなというふうに思うわけでもあります。要するに、これが指名競争入札の競争原理によって、自治体によって金額が違うということになるのではないのでしょうかということで、いかがかということでもあります。

次に、年間の走行距離と更新のめどについて言えば、先ほども答弁がございました。この更新のめどでございますけれども、今回は幸田2号ですね、平成28年に計画をしているよということでもあります、救急幸田3でございますが、現在の幸田3について

言えば、これは新しい救急車が入れば廃棄処分ということでありますけれども、今までにこの下取りについてどうするかということで、まだ検討している段階だったということでありますけれども、今回は廃棄ということは伺っているわけですが、廃棄をするに当たってもいろいろあるかというふうに思いますが、これは後の救急装備についても連動するわけでありますけれども、やはり救急車という特殊車両でございます。そうした点につきましては、機器等も搭載をされ、専門的な手当ができるという、応急処置ができる車でありますので、やはり全てをびしゃっとしてまうには大変惜しいと、誰もが考えるわけでありますけれども、この下取りについて、先ほどは明確な答弁はなかったわけでありますが、その後どういうことを検討されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、救急自動車の関係でございますが、車両本体価格というのは、おおよそ1,000万円ぐらいでございます。それに附属としまして、ストレッチャーだとか電子サイレン、空気呼吸器、それから医療機器の固定台というようなものを艤装をいたします。そういったものを含めてやりますと、今回の入札金額ということになってきます。その艤装の中におきましても、こちらのほうで特殊的というのか、より一層救急に関係して利便性を図るためだとかいうようなことで艤装にしてあるものがございますし、それから今回の場合ですと、100ボルトの電源インバーターというようなものを配置するとかいうようなこともございますので、車両本体としては、これは同一価格だと思いますが、それにプラス車両の取付品等々の艤装につきましては、各消防本部で異なっておりますので、その結果として、こういった値段で幸田消防のほうはなったということで御理解をお願いしたいと思います。

また、下取りにつきましては、ディーラーのほうでも下取りはしないというようなお話です。また、消防としまして、下取りした救急車が悪用されたり乱用される可能性も考えることから、今回もこちらの消防としても下取りはしないということで、完全に廃車をするという予定にしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 艤装によって装備が変わってくるということでございますけれども、より一層の利便性を図って、他の自治体と違って幸田町の特別な装備というのは、何が上げられるのかについて、再度お尋ねいたします。

先ほど言われた100ボルトの電源、というようなことも言われたわけでありますが、標準装備以外の利便性を高めるための幸田町独自の装備、これについて答弁がいただきたい。

それから、完全廃車ということでございますけれども、しかしながら、この車について言えば、これは特別に対応しないといろんな問題が生じてくるということでもあります。そうした関係から言いますと、これは自分たちで処理しなさいと、こういうのは非常に下取りについて道が開かれてないといけないわけでありまして、完全廃車ということになれば、どういう手当をしていくのか。全て本体装備、全てぐしゃっとしてまうのか、それとも使えるものについては使っていくよと、こういうこともされるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

なぜこんなことを聞くかといいますと、救助工作車のときにありましたよね、救助工作車のときに、このときには本体だけ、あとは装備についてはそのまま移して使うよと。ところが、それが完全ではなかったがために、さらに追加をして救助工作車に装備を加えられたというようなこともあるわけでありまして、まだまだ使えるものがある、こういうものについても、これはそれぞれに売り払っていくと、こういうことはしないのかということでもあります。

今、これ救急車とは違うわけでありますけれども、電子機器やいろんな機械類について言えば、いろんな再利用というものがなされております。そういう中で、その道の業者もいるわけでありますので、そうしたリサイクル、こういうものについてなぜ検討しなかったのかということでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まずは、今回の幸田消防の特殊な艤装という、特殊というのか、今回の艤装の中では、ＬＥＤ灯を対応したものとなっております。室内灯だとか、フラッシャーだとか、より視認性を高めるためにそういった仕様となっております。幸田町では、そういったもので艤装で特別仕様ということになりますが、各消防本部でまたそれぞれに、その地域だとか、そういうものを特殊性に鑑みて、必要なものを別に艤装をしているものと考えております。

また、救急車の下取り、または廃車の件でございますが、先ほど完全廃車と述べましたが、これにつきましては、スクラップをさせていただきたいと考えております。まず、救急車自体につきましては、艤装品としまして、車両と一体となっているものについては、取り外して再利用というようなことをすることはしない予定にしております。中の救急の医療の資機材、これに関しては別でございますが、車両と一体化しているものについては、これは全体として廃車の中で含めて考えております。ただ、酸素ボンベだとか、すぐ取り外しができるものについては、当然まだ使えますので、そういうものは使ってまいります。一体化している救急車のものについては、そのまま廃車、スクラップを予定しております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高規格救急車について、いろいろ調べてみました。そういう中で、ＬＥＤとかドライブレコーダー、こういうのは標準装備に入っておりました。そうした点につきましては、先ほど消防長が言われたＬＥＤ灯をつける、こういうことは今の高規格救急車ではもう既にどこもつけているというようなことでありますので、どこが特別なのかというのが見えてこない、今の説明では。その点について、明らかにしていただきたい。

それから、取り外しできるものについて言えば、再利用を図っていくことということでありますので、その辺のところをやっぱりきちとやっていただきたいということです。

それと、今スクラップするにしても、この解体業者等言えば、スクラップするときに利用できるものは取り外しをして再利用という形でやっておりますけれども、そういうものは見込まなくて、この下取りに係る費用というものは、これはお出しするのか、

それとも下取り費用として本体、いただくほうなのか、その点について、費用の件、面についてもお答えがいただけたらと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど、LED灯のことに言いましたが、例えばヘッドライトはディスチャージとし、オプションになるかと思いますが、そういったランプにするだとか、LEDをライト、テールライトはLED製のものに変更するといった仕様でやっておりますので、これは幸田町としての仕様独自のものとなっております。

あと次に、スクラップという意味で、下取りということですが、これはスクラップになったときの金額、下取りというよりもスクラップになった金額とその手数料ということになってございますので、その中でこれが持ち出しになるか、大きなはしご車等であれば、反対にこちらのほうにお金が支払われるということもございましたが、現在のところ、プラス、マイナスのどちらになるかまでは、こちらのほうで把握してはおりません。ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、10番、夏目一成君の質疑を許します。

10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） この議案については、皆さんいろいろと質疑をされましたので、私とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、お答えをいただきたいと思います。

これ、車種はトヨタということでありますけれども、これは愛知トヨタしか販売していない車ですかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この救急車につきましては、愛知県内では愛知トヨタしか販売してないと思っております。岡崎市さんのトヨタの救急車につきましても、愛知トヨタがディーラーとして納入をしておりますので、そういうふうに理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） それじゃ、資機材の会社が2社と愛知トヨタと3社競争入札したわけですけども、この資機材2社も、この販売先は仕入れるのは愛知トヨタしか仕入れないということであるので、したがって、愛知トヨタは資機材に販売する価格がわかるわけですね。だから、この3社が競争入札したという平等な競争じゃないように私は思いますが、この点はどういうふうに思われますか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど申しましたとおり、救急車自体でこちらのほうからまずは確認をとって、救急車の納車可能だということで、この3社しかございませんでした。

それから、医療機器のほうにつきましても、こちらのほうで確認して、8社ということで、その中でその2社が両方ともに加わっていたということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） お答えはそういうことでありますけれども、この2社も仕入れ先が愛知トヨタしか仕入れができない。したがって、愛知トヨタはこの2社に販売する価

格がわかってるわけですね。したがって、愛知トヨタは単独で入札すると同じような形に私はとりますけども、そんなふうに思いました。これについて、後答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほどから皆さん言われるように、資機材の会社と車と一体となった入札が適正な入札じゃなかったかなと思います。そうすれば、そういった価格はどの、車両価格がどのこのという、こういうことが起きないわけですので、その点はなぜ別々にしたかということ、もう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まずは、救急車のほうの3社での入札ということですが、先ほどから申し上げてございますが、導入していただける業者のほうは3社しかなかった。おっしゃるとおり、山佐産工につきましては、消防の総合的な商社ということになりますので、当然名古屋医理科もそうなんですが、車をどこから仕入れるということでは、消防のほうで特定をさせていただいた車両ということですので、愛知トヨタからの納品を受けて、艤装も依頼してということにはなるかとは思いますが。しかし、この中で、今回の入札につきましては、その3社が納入可能ということでございましたので、3社で入札を行ったというものです。

また、資機材とそれから消防車と別々ではなくて一体化でということですが、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、救急車におきましても特別な車両でございますし、艤装等もございます。そういった中では、それなりの専門の、それができる業者ということで、その中で競合をしていただく。それから、高度救命処置用資機材につきましても、医療関係の業者、そちらで8社ということになりましたが、その中で入札を行って、より競争入札の効果を上げるためということで別々にさせていただいた次第でございます。

まず、一つ一つが両方とも特殊性、専門性があるものということ、それからそういった中での業者の選択ということで対応して、そちらのほうは、先ほども申し上げたとおり、競争入札の効果を引き上げるのではないかとということでさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） わかりました。それでは、このことと、消防整備基本計画を見ますと、27年度も2号車の更新ということで予定は立てておられますけども、いずれにしても、私が今言った観点から、入札についてはそういうことを加味しながら、これからしていただけたらありがたいなと思います。

それから、先ほどから、この廃車というんですかね、この車の再利用についてのことにつきましては、町長から廃車とお聞きしましたが、私はこの車についてはまだ価値はかなりあるというふうに思っております。したがって、カーオークションとかインターネットで販売するとか、そういう形をとってその価値を生かしていただきたいなと思います。

それから、この高度の救急車ですね、悪用されるというようなお話がありましたけども、車検を廃棄じゃなくて、一時廃棄ですかね、そういう形にすれば幸田町には責任

がありませんし、それから幸田町の名前を消せば、これは通常的車取引ということでできるかと思しますので、この間から話がありますように、2トンのダンプのことがありましたよね、これも価値がないということで廃棄して、それからまたカーオークションにかけて何百万円ももうけたというようなお話がありますので、我々はこういう価値そのものはわかりません。やっぱり専門家にそういう形を聞いてやっていけば、町民の財産を守ることができるかなと思います。その点について、お伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 入札の件ですが、次もまた救急車の更新がございます。何分にしても、約3,000万円という高額なものでございますので、入札、それから車両の選定等につきましては、今後も他の消防本部に情報等を入手したり、いろんなことをしながら、よりいいものをできるだけ安く買えるような入札を行っていきたいと思っております。

それから、廃車につきましては、まずは緊急車両のほうを解除いたしますので、そうした場合に、回転灯だとかサイレンというようなものはとって、緊急指定を解除させていただきます。そうした中で、救急車としての価値が、それをとっても半減するのか、車両自体の性能だとかいうようなものによって価値があるのかちょっとわかりませんが、悪用ということ、あるいはマニアの方などにどのように利用されるかというのはなかなか、補償というのか、悪用の危険性もあるというようなことで、明らかに寄贈等で国内のどこかの消防本部で使われるだとか、国外での寄贈だとか、そういったことであればいいんですが、今のところではそういうことがない場合には、廃車というようなことで今後でも対応していきたいと思いますが、今回の中では下取りではなくて、廃車ではなくて、今後の寄贈だとかそういったことに関しましては、次回の更新時等につきまして検討をさせて、対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 質問者に申し上げます。通告の範囲内で質疑をお願いします。

○10番（夏目一成君） 通告の範囲内で言いますと、この財産取得についてですが、これいかなですか。

○議長（大嶽 弘君） 一応、申し込みの話が車種の選定、指名競争入札の経緯ということでありましたが。下取りの話が出ておりませんでした。

○10番（夏目一成君） ちょっと関連するもんですからね、これそういう形に入っていってもしようがないんですか。

最後になりますけども、今の車ですね、かなり性能がアップしてまいりますので、その点、今町の車とか、今回は消防署の救急車ということでもありますけども、消防署につきましても、一般車両とかそういうのがありますので、性能がよくなってきておるために、そういう見直しをぜひしていただいて有効に使っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消防本部には、緊急車両ではありますが、赤色をつけた緊急車両でございますが、一般的な車両もございます。そういったものも含めて、今後の廃車をするか、下取りをするか、それから寄贈だとかいうことも含めて、多方面にわたって検

討を重ねて対応をしていきたいと思います。特に、時代の中では、岡崎市さんも今回寄贈ということでございましたが、そういうことも十分に考慮しながら、今後の車両の対応についてはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 10番、夏目一成君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、町民の生命と財産を守る崇高な仕事を終え、御苦労さまでございます。11年間と救急幸田3号の走行距離14万8,000キロを超え、性能低下し、出動回数5,271回と、本当に御苦労さまで申し上げたいと思います。幸田消防計画に基づく10年と10万キロとありますが、まだ使えるこの幸田3、③のこの計画内容と買い換えをこの時期に選び、決断したわけはどうしてかということを再度お尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 救急車に限らず、消防車両につきましては、更新の目安をもとに更新を順次図っていったおるものです。先ほどもお話をさせていただきましたが、公用自動車更新基準というものを踏まえまして、幸田町消防本部では、消防整備基本計画を策定いたしまして、その中で消防車両等の更新を計画しておるものでございます。

この基本計画につきましては、平成24年度から平成33年度までの10カ年の各種の計画、その中で車両等の更新計画というものを記載しております。その中で、高規格救急車の救急幸田3は、平成25年度更新ということで計画にのっとった更新ということでやってきておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 10年間の計画だということでありますので、先ほどの話に出ておるように、非常に車も性能がよくなっておるんで、見直しのことも考えていかなきゃいけないときが来ておるんじゃないかなと思います。

また、私は先ほどから話が出ておりますように、町内業者の育成の観点から、町内業者にも声をかけられたようですが、入札参加の資格についてどのような条件があるのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 車両購入に関する地元の業者の方々の入札に参加するにはどのような手続、登録等が必要かという御質問であると思います。

入札参加につきましては、2年分、今で言いますと24年、25年の登録につきまして、定期登録というような形で一定期間を申請手続期間として受け付けをしております。それから、その間にまた新たに会社を立ち上げた等のような方もお見えになりますので、2年の間の中間年にも随時登録という形で、入札に参加をしたいという資格の経営内容とか、いろいろな実績等も踏まえた登録を財政課のほうにお出しをいただく。それによって、今回も特殊車両という位置づけの中で27社を拾いまして、その中からの選定があったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6 番、都築君。

○6 番（都築一三君） 私も下取りのこともお尋ねしたかったんですけども、お話が出ておりますので、割愛をさせていただきます。

もう一つ、我が町は災害協定を結んでおります。町や救急車が必要としている被災地など、ほかに譲渡先を検討されたのか、しなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

譲渡に当たり、福島県で要望があったようですが、新しく購入されてしまったというお話が先ほどありました。岡崎市では、ミャンマーに寄贈の話があったようですが、幸田町も友好関係にあるカンボジア等々贈るような話はありませんか。また、何かこういった譲渡の問題点があれば教えてください。お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 被災地の寄贈等ということでございますが、前回の救急車につきましては、平成 23 年 3 月の東日本大震災の直前の 2 月に救急幸田 1 を更新しておりますので、その後の発災ということでしたので、前回の救急車、すぐに被災地へというようにことにはなりませんでした。今回が、それ以後、救急車では初めての更新ということになります。先ほどお話ししましたとおり、福島県のほうから譲渡というお話もありましたが、震災復興ということで新しい救急車を導入されるということで、こちらのほうは前向きに検討をさせていただいておったんですが、なくなったということでございます。

今回の車両につきましては、廃車ということでやっていきたいと考えておりますが、今後の車両につきましては、国内を問わず、特に海外ということで岡崎消防本部さんも積極的に寄贈をしております。その中で、寄贈するに当たっていろんな障害だとか、どういうことをやったら、事務的なものだとかいうこともあると思いますが、当然、今後の更新につきましては、廃車だけではなく、そういった方向性も考えて対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 6 番、都築君。

○6 番（都築一三君） 最初に申し上げましたように、廃車という本当に悲しい決断が待つとるわけでして、今後性能も本当にアップしておりますので、よく考えてこれからも救急車等大切なものですが、これからも考えてもらえたらと思います。

これで、終わります。

○議長（大嶽 弘君） 6 番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、14 番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14 番、伊藤宗次君。

○14 番（伊藤宗次君） 入札の条件に下取りは条件にしたかどうか、こういうことですが、先ほど来からの質疑、答弁聞いておりますと、下取りはしませんよと。今回は、消防車、消防の関係だ。しかし、通常消防以外の公用車の関係については、みんな下取りをどうするかこうするかというのは、全部入札のときの条件に付しとるわけですね。そうしたときに、あなた方は今回は完全廃車と、言葉は「完全廃車」ですが、そんな廃車の仕方あらへんわけなんでね。道路運送車両法というのがある、その法に基づいた廃車手続という形を理解するわけですが、どういう法に基づいて、何条の規定によって、

あなたの言う完全廃車かということが言えるのですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 「完全廃車」という言葉につきましては、私のほうが説明するため主張させていただいた言葉でございますので、それ以外で確実な法律等との根拠はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 「言葉は魔術」ということを言われますよね。わしゃよう知らんけど、ようあってどうやって議員の目を目くらますか、完全廃車でございます。じゃあ何だったら、これは造語だがやと、あなたの答弁ではな、そうやって18号車がどっか行っちゃったやん。あなたもその経過については、この本会議の中で聞いておられる、親切ダンプはね、どういう経過をたどって、廃車だと言ったときながら、道路車両運送法に基づく手続も議会で答弁された内容も実際にやられた内容が、全く食い違うわけ。だから、あなたが完全廃車だと言って議員の目を曇らすのかどうかという意図があっかどうかは知りません。しかし、要は皆さんの関心ごとは、下取りをせずに我が社で完全廃車して、一点の疑義のないように、疑念が持たれないように処分していきますよと、こういうあなたの姿勢だ、それでしか受け取れんわけだ。その言葉の裏返しが、完全廃車でございます。完全に、いうことだけは、それは私の造語でございますという答弁であります。

そうしたときに、まず一つは、言ったように、どういう法律の第何条によって、どういう手続をして、あなたの思いがある完全廃車という形の中で、疑念や疑義が持たれないようにされるのかという点については、答弁せえって言ったら、それでけへんわけだ、今のね。じゃあそれは後ほどきちっとしていただきたいということなんです。

いうことと。もう一つは、先ほど来、何人かの答弁に同じようなことを言ってるわけですが、一つの公用車を買うと、一つの公用車を買うときに、それにかかわる業者の全部聞き取り調査やとるわけ、あなたこの車を納入する意思ありますかと、こういう車について、じゃあ準備することはできますかと、言ってみりゃヒアリングということが言葉としては出るけど、要は事前に関係業者に聴取するわけだ。聴取して、あなた意思あるかどうか。で、聴取した業者を入札指名業者に選定しなきゃいいですよ、みんな聞いたいてな、聞いたいて、あなたは指名業者として指名しますので、入札に参加してください。あなた方、そういうことについてどういう認識されとるの。出来出来レースだとは思いませんか。ここで聞けばね、3社みんな聞き取り調査やって、どうだと言ったときに、もう先ほど来から愛知トヨタしか納入する資格はないと、それを買って、後艀装したりなんかしてという形の中で、あなた方がたまたまこの関係の事例はそうだけでも、公用車を買うときにはみんなね、例えば町内、先ほど聞いたら27社、今回の関係はね、町内でもたくさんのこの関係を扱うところはある。そこに、重立ったところに、あんたんとこ入札する意思あるかい、参加する意思あるかい、幾らで入れるだと、やっちゃとるわけですよ。それについて全然疑問に思わん。

○議長（大嶽 弘君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 業者の選定ということでございます。今回、特殊車両の購入ということで、21社特殊車両ということで幸田町に入札参加資格の申し出があって、その中で、今回トヨタの高度救急救命救急車を入れたいということで、全部の業者に聞いたかどうかは私も承知をしないわけですが、一定の業者に納入が可能かどうかということは、聞かない限りこの内申もできないという部分もございまして、もちろん事前業者と癒着というようなあしきことはあってはならないわけですが、納入できるかどうかということについては、必要なことかというふうには思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、私はね、この下取りを出す出さんという形の中で、この要はこの形の中で、この車両をどうやってうまく生かしていくのかという視点、観点からいくなれば、あなた方はもう下取りはせえへんよと、要は自分とこで完全廃車しますよと。じゃあ完全廃車したときにはどういう法律で、どうやっていくのかといたら、そんなのは造語だと、これから研究しますわということの中で、公用車18号の公用車がどういう道筋をたどったのか。議会には、うそ八百並べてな。結果的には、オークション出して150万円だ、幸田町はその部品どりで10万円だ、10万円ね愛知自動車からもらった、その愛知自動車からどういう手だてを経て、どういう経過がいったかは知りません。名古屋のオークション会場で150万円の値がついた。こういう経過が、現にこの議会の中で明らかになって、それにかかわった当局の答弁者も、ころころころろ変えとるし、みんな事実と経過は全部違う、答弁した内容。一定、裏もとれております。議会をちょうらかすな。

こういう中で、今回の答弁にもありますように、救急車両を購入するに当たって、それにかかわる業者については事前に聴取しました。ヒアリングしました。あんたんとこ意思あるかと。公用車の18号車の納入に当たっても、複数の業者、事前に調整しとるわけです。あんたんとこ、このダンプに、その中の1社が入札指名参加業者が入って落札しとるわけじゃ。出来出来レースだぞ。あんた方、そんなこと、気もない。議会に対しては、予算どりや予算確保のために関係する業者からね、聞き取り調査せなきゃわしら素人だと、予算どりもできやへんと、確保もできやへん、だから聞くんだと。せやから否定せんですよ。否定はせんけれども、そうした業者が経過を踏まえて、何で指名業者になるの。そんなもう明らかでしょう。そういうところに癒着やら疑念やら疑問を持たないのかということをお尋ねしとる。関係業者にね、予算どりを含めてどういうふうにやったら、あんたら考えとんだということ、真意は私は否定せえへん。しかし、そうした業者も一緒にテーブルの上に、まないたの上へ上げて、さあ料理しますよと言ったら、一番おいしいところはどこ、誰だって事前に情報漏らしてな、漏らしたい言い方は、事前に情報をいただいた、その業者が有利な条件出すのは当たり前のことですよ。で、指名競争入札ですか、公正さが確保されております、ちゃんちゃらおかしいわ。

そういうのがずっとね、ダンプだけの問題じゃないぞ、今回も明らか、この二つの財産の取得の関係も全部・・・、あらかじめ事情聴取をして、その内容に従って予算なり車種やら装備の関係も十分整えて、入札に付しましたと、その入札に付す指名業者は事前にお話を伺った人も含めて仲間に入れましたよと、こういうことなんですよ。再度お

聞きます。こういう問題について、疑念や懸念は持ちませんかということです。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公用車購入に係ります業者選定の問題でございますが、私ども職員がその購入しようとする車両の仕様だとか、いろいろな装備品を金額算定するというのは、素人の部分がありますので、当然業者の方からヒアリングをして設計をします。また、その中で気をつけなければいけないのは、単独1社によるものではなく、複数の方々から取り寄せをして、その中から設計をするというようなことも一つ、重要なことだと思っております。

その聴取をした方そのものの方が入札に参加するということにつきましては、私ども入札参加の審査委員会もありますので、そうした部分も含めて、何社ぐらいの業者がこの設計金額であればしょうかということもありますので、そうした疑念を招かないような形で選定をこれからも心がけていく必要があると思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、あなた今言われた、複数のヒアリングをしますと、それはまあいいでしょう。18号車も複数の業者とやったという話を聞いております。複数やったら複数入れとるかてええん、片方だけ入れとる。2社やって、一方の1社は入れずに、もう一方の町内の業者を10社とかやったかな、10社との指名業者にして、その10社のうち本人がとっちゃったんわけだ、ほな事前に幸田町がどのぐらいの予算組みでね、これ補正予算だもんな、当初予算持ってへんわけだ。補正予算の中、幾らぐらいだと、そんな内輪の話ししちゃうわけだ。相手の話も聞く、こっちも情報提供もするったらな、それで公正な入札ったときにね、私は今のような複数からヒアリングをする、しかしヒアリングして、その中の一方なり、二方にしてもな、入札に参加させるということがいかどうかという問題も含めて、これから今後の検討の問題も含めてやっていきます。

ただ、下取りの関係も含めてですが、先ほど来から言われておりますように、公用車の基準、更新、公用車更新基準というのがございます。これは、60年の4月1日に制定をされました。18年の11月1日に附則の規定が変えられたらという推測しとる。珍しく、この要綱、基準ですわな、この更新基準は制定して今日まで一回しか改正しとらん。それが、18年の11月1日ですが、このときの改正の基準というのはわかりますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 60年の公用車自動車更新基準、この改正の趣旨につきましては、承知をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、私が申し上げたいのは、ここの別表でね、公用自動車更新基準というのがある。その種類の中に二つに分けてある。一般自動車と特殊自動車、特殊自動車とは、消防車両、そのほかのものという形であって、あとの一般の関係もそうですが。この基準、恐らくですよ、これは私の推測、恐らくこれを制定したときの60年の4月1日から、これ基本的には変わっとらんだらうと。というのは、もう基準に達しましたよと、10年の10万キロだというのは基本だ。今ね、車がどんどんどんどん

日々更新されて、新しくなるとときに、１０年の１０万キロを一律にやっていいのかどうなのか。自治体が、救急車両とか消防車両は別ですよ、自治体が一般車両のな、新車新車というぼてってとするだ、ほんで更新するときには、下取りあり、あるいは下取りなし、単品の廃車だちてね、疑惑が来るかもわからない。

これを機会に、私はこの更新基準、これは全体的な見直しをすべきだ。今、車の中、１０年、あるいは１５年、１０万キロ、これはマイクロバスが３０万キロですけどね。この基準でやったら、業者は喜ぶし、幸田町の財政がどれほど豊かだと、もっと物を大事にする、もちろん環境ということも考えなあかん。しかし、要は皆さんの税金ですよ、町民の納めた税金をね、基準で１０年で１０万キロだったら、早よ替えちゃへ、ほい替えちゃへと言って新車新車で持ってくるような行政がいいかどうかということも含めて、私は今回のこの問題から含めて、教訓として組むべき内容は、完全廃車だという造語でごまかすんじゃなくって、疑念が持たれるような内容じゃなくて、きちっと理解した上で、この車どうするのかというものが議会の中に示されてこなければ、この問題は何回も何回も繰り返しをされます。したがって、そうした問題はきちっとしていただきたいということと。

もう一つは、購入をするに当たって、関係業者のヒアリングをされる、ヒアリングした相手を入札の指名参加業者に加えれば公正さなんか確保でけへん。今回の１８号車が・・・、事情聴取した一方の側が落札しちゃったわけだ。

それともう一つは、更新基準、これも見直しをしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ６０年から内容を余り変えてない、確かにおっしゃるとおりであります。それから、最近の車の性能の向上に合わせたいわゆる経過年数、総合距離数等の見直し、年数的にはこの１０年、１０万キロを超えても、乗れる車は乗れというようなことも言っとるのも事実であります。乗れるだけ乗って、貴重な財産でございますので、そうした活用もしておるところでございますので。

それとまた、廃車の手続、今回そうした部分的な車の一部につきましても、ある程度の金額になるというようなことの事例も私自身初めて承知もいたしましたので、一度全体を含めた見直しも検討させていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回の救急自動車につきましても処分は、廃車ということでございますが、道路運送法の第１５条永久抹消登録ということで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） １４番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第４２号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、１０分間休憩とします。

休憩 午後 １時５９分

再開 午後 ２時０９分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第43号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） お願いをします。今回は、この高度救命処置用資機材の問題でありますが、先ほど、前の42号議案のときにも出てきましたが、幸田3号に今積んであるその古い資機材をどのように見積もって、見積もった結果、今度のこの七つの新しい資機材を購入するということになるかと思うんですが、前の今積んでおる資機材の中で、この七つのものがもう当然使えないということで使われるんだらうと思うんですが、その辺のところ、今積んである資機材について、どれとどれが再利用できるのかという判断は、いつ、どのようにされたかについてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在、積載してる資機材につきましては、救急車と同時に導入いたしましたので、11年以上は経過してございます。特に、その中でも、心電図モニターとか除細動器等は電子機器でございます。そういった機器で11年経過していること、またこういった機器につきましては、保守点検が必要ということになりますので、そういった面でこういったものは耐用年数、使用期限が過ぎているということで、廃棄処分にいたします。それ以外の資機材について、使用可能なものは使っていくというようなことで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。この七つの資機材については、どうしても新しく買わないと無理だということだというふうに理解をしました。

さて、この七つの資機材のそれぞれのね、それぞれのメーカーと、それぞれの型番と、それから仕様ですね、もう一つ加えるならば、それぞれに多分附属品とか消耗品というものもつくかと思うんですが、そのそれぞれのメーカー名、型番名、仕様名、またはその消耗品のありやなしやによって、価格というものが変わってくるように思います。特に、この附属消耗品なんかについて、もう余分につけてもらえれば価格も上がったくるだろうし、そこの辺のところもあるもんですから、これはちゃんと、きちっとそれぞれの業者のほうに提示されたのかについて、お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これにつきましても、事前の見積もり等で複数の業者のほうから同一の機材、またはメーカーの指定、それから品名の指定ということで聴取をさせていただきました。そういったものの中から、金額的なものを総合して出したもので対応をさせていただいたということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 入札が一括ですね、この七つ全部含めて幾らというような、この入札をしておるわけですので、それぞれが幾らなんだという部分の承知の仕方を業者がしていたか、していないのか。または、こちらから定義したか、しないのかということの話でございます。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） こちらのほうの金額につきましては、全て個々のものを積算してトータルしたもの、その総合計によっての入札でございますので、個々の金額等については、こちらのほうでも入札結果としては把握はしてございませんし、こちらのほうからの提示もございません。こちらのほうに入札前、見積もりをとった時点での金額の比較というのはこちらではわかりますが、入札では単品等では金額等は把握しておりません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 例えば、具体的に言いますと、A E Dというものを一個入れますよね、そのA E Dはどこの会社の、どういう型番の、どういう仕様のものだと、それには附属品としてこれだけのものをつけよと、そういう形でちゃんと指定したのか、せんのかということであって、それが七つ全部です。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 機材のメーカー等の指定ということでは、規格等ということでサイズだとか、それから品番というようなもので指定をさせていただいております。これを使うということですので、どこの業者が納入するにつきましても、同一のものが納入でき、同一のものが納入が可能になるというような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 井じゃないなということは、ようわかりました。

平成22年の5月18日に、これも前と同じように、高度救命処置用資機材というのを入札をしております。平成22年の5月でございますね。このときも、第1回入札で辞退した業者がありましたね、それは第一南部だったかな。今回も、この第1回目の入札で、この業者が辞退をします。第2回入札に残った業者が、3年前は名古屋医理科商会と日本船舶薬品と共和医療機器です。今回も、名古屋医理科商会と日本船舶薬品です。そして、最後に落札したのは、ともに名古屋医理科商会と、前とまるっきりストーリーが一緒ですよ、流れも全部一緒。おもしろいことは、前の回は日本光電チューブとかという会社は、2番札、3番札なのに突然辞退と、前のストーリーに合わないということがあるかもしれませんが、そういうことが起きております。これはもう、入札、落札というものの筋書きがあるんじゃないかなというぐらい、よく似てるなというふうに思いました。

ということは、かなり値引き幅というものがすごく弾力性があるのかなというふうに思いましたので、一括で幾らという予定価格に加えて、今度は入札価格のデータというのは公開できますですか。それぞれ幾らで入れてもらった。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、平成22年の折の入札執行にかかわる第1回目に、今回も同じ業者が、今回も辞退をしたということ。それから、2回目にも辞退があったということのまず御質問でございます。今回、1回目に辞退をいたしました会社につきましては、辞退届がありまして、指名通知書に従って社内において設計書の見積もり検討をしまいったけれども、納品対応が不可能な資機材が一部存在することが判明をしたた

め、辞退をするというこの辞退でありました。

第2回目のこうした辞退につきましては、入札参加の心得の中におきましても、落札するまでの間の辞退については特段禁止規定等はありませんので、辞退することはできるということではありますが、ただそうした中身、どうした中身で辞退をされたという内容については、承知をしておりますし、わからないところでございます。

あと、個々の落札金額がとおっしゃられた部分がちょっとわからないわけですが、入札執行調書で書いてございます入札金額ではないのかなと思いますが、その点、御了承、はい。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） この入札から、応札から落札までの流れを見ますと、まさに平成22年5月18日のケースとそっくりだなと、流れが一緒と、もう誰がどこで辞退して、2回目は誰がどこで辞退して、最後にはこの人というのが、もうそっくりだというのがあったもんですか、今お聞きをしたわけでございます。そのことは、前の42号議案の応札から落札までともよく似とるとなっているのがありまして、何かもう初めから書かれてへんかというようなことをちょっと思ったもんですから、お聞きしたわけでございます。

ですから、一括幾らというふうな入札ではなくて、それぞれ幾らなんだと。要するに、それぞれの品物は、一度購入してその10年から車の寿命に合わせて、車の更新寿命に合わせて同じように切れるもんじゃないと思うんですよね、そうでしょう。車は10年で変えるんだから、そのAEDも10年でいいというもんじゃないと思うんですね。その部分も同じように、はい一緒に廃棄するのはおかしいもんですから、そこでそれは幾らで、どういうふうに入札させたのかなと、その部分が知りたいという話であります。そうでしょう、中身まで一緒なんておかしいでしょう、車とそれ、一心同体だというわけにいかないと思うんです。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 資機材につきましてですが、当然先ほど言いましたAED等につきましては、耐用年数というのか、使用期間が6年ということになっております。そういった電子機器のほかにもいろんなものがございまして。ラリゲルマスクだとかいろんな細かいもの、パットだとかそういった細かいものもあります。

救急幸田3が納入された時点で、そのまま救急活動ができるような状態ということで購入してございますので、一切合切の資機材、本当に大きな測定機器からいろんなものがございまして、その中には消耗品に近いようなものもございまして。そういったものも含めて導入、初期にすぐに救急車が出勤できる、全てのフル装備の対応ということになっておりますので、当然消耗品にあつては使えば、それから使用期限のある医療の薬品等にあつては、交換になってまいります、まず最初は同一でということで、一切合切含めたものですぐに救急出勤ができる体制である車両ということで、整備を図っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） わかりました。

次は、今積んでる幸田３号の機材の再利用の問題を先ほどちょっと触れましたが、やはり今後それをどうするかと、この七つ新しいものを入れるわけですから、それ余るわけですので、それをどうするか、どう活用するかの問題ですが、これは予備としてとっておくとか、日常訓練に使うとか、いろんな活用の仕方があると思いますので、そのままこれも車と一緒に廃棄ということのないように、どんな考え方が、お聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほど言いました電子機器以外のものにつきましては、使用可能な資機材については新しい救急車にまだ使えるものは載せる、それから訓練で使用する、それからまたは予備品というようなことでストックするというようなことで、できるだけ有効に使えるものは使って活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） ５番、中根久治君の質疑は終わります。

次に、１３番、丸山千代子君の質疑を許します。

１３番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 救急救命士による医療行為というものが拡大をされてきたということで、この前の幸田３にはないものが装備をされるのかどうなのかということでございます。それで、この総務省の標準基準というのがございますね。これは、気道確保用資機材、自動体外式除細動器等いろいろあるわけですが、それぞれ金額がちゃんと書かれております。一式何々、どれだけ、金額的ものが。そういうもので、ちょっと比較をいたしました。

専門用語ですので、私が見ても余りわからないものもあるわけでありすけれども、そういう中で、今の救急救命士が対応できる、医療行為に対応できるものがきちんと確保されている。また、第３次病院との連携によって、使えるものがあるかないか、こういうものもあるかというふうに思いますけれども、そういう中で、その装備としてはどうなのかということでございますけれども、その点についてこの高度救命処置用資機材の装備について、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、金額が示されたものは平成１０何年だったか、済みません、こちらの手元に資料ありませんが、そのときに提示された金額であると思います。現在、それは基本的な補助金の中での金額となっております。そうした中で、今回の消防の資機材につきましては、およそ前回、平成２２年度に購入した資機材と同等、ただその３年間の中で機材としていいものがあればいいものを導入するというようなことで、今回対応してまいっております。

それから、国のほうの中ではいろんな機材がございしますが、心電図の電送装置、こういったものについては、その補助金の中の対象ということで入ってございますが、現在の西三河南部の医療圏の中では、これは使わないというような、使用する医療機関がございませんので、対応する。そういうことで、購入はしてないというようなものがございしますので、そういった中ではその補助金の対象となる定められたものとは異なるもの、

あるいはないものというのもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この救急救命士の装備一式につきまして、救命士の医療行為の拡大ということでいろんな装備があるわけですが、それに対応できる救命士も毎年1名ずつの資格取得になりますので、以前の型が対応できないというものもあるかというふうに思ひますが、それは順次対応できる、どなたが乗ってもこれは対応できるというものになってきているのかどうか、その点についてはいかがかということでありまふ。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現在、救急救命士は12名資格取得しとる者はおりますが、現行として救急隊の中で対応しているのは10名ということになっております。従前は、救急救命士あれば何でもできるようなことでもございました。現在では、気管挿管というのは救急救命士であつて、その資格を持っておる者でなければ気管挿管のほうはできない。これを持ってるのが4名ということで、現在、うち1名は日勤対応ですので、3名の者が持っている。

それから、薬剤救命士に関しましては、資格としては11名、現在運用は10名というようになっておりますので、例えば気管挿管ですと、一つのグループ、毎当番1名ずつが配置というふうになっております。これに関しましては、今後まだまだ気管挿管の感じでは少ないということもありますし、救命士だけの資格では現在はいふことができませんので、そのためにもさらに人員をふやしていく。それから、救命士の人間も救命士以外の業務ということで、ほかの部署に行くことも可能性もございまふので、そういった面も考慮して順次挿管の資格というのは、継続的に今後も取得するように対応していきたいと思ひております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この医療行為が拡大されたことによって、さらなる資格が必要ということで順次とられているわけでありまふけれども、いずれにしてもこの資格を取得するに当たる研修する病院が受けてもらえないと、受けるところが岡崎市民というような大きな病院でなければならぬわけでありまして、なかなかその配置ができないということが一つの資格取得につながらぬ要因かというふうに思ひます。

しかしながら、このように高度救命処置用資機材の配置が第3次病院で十分対応可能ということになっているからには、やはりこの資格取得に向けて順次早急にできるようにしていつていただきたいということでありまふ。

それから、この二つの議案を合わせまふと、あわせて車両本体が1,995万円、それから装備一式が976万5,000円で、2,971万5,000円という金額になるわけでもございますけれども、この高額な救急車を取得するに当たって、国の補助というものを受けながら取得に向けてやられているわけでありまふけれども、今回のこの件についてはどのような対応をされたのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 救命士の気管挿管等の資格については、今後も取らせていきたい

と考えておりますが、気管挿管につきましては試験合格だけではなくて、30症例というような病院での実習、実技があります。そういったことも含めると、時間的にも2カ月とか、そのぐらい期間がかかります。

それと、議員がおっしゃられたように、幸田だけではなくて岡崎の救命士、そういったものの中でどれだけ病院が受け入れてくれるかという問題もありますので、なかなか予定どおりには進んでいかないというのが現状でございますが、今後も育成には努めていきたいと考えております。

それから、救急車の国の補助につきましては、平成22年のときには緊急消防援助隊の關係の国の補助金ということでございました。現在、国のほうの消防車両についての補助金というのは、これ一本しかございません。緊急車両の中では、例えば幸田町では現在消防車幸田3と、それから救急隊が1隊、その緊急車両としての援助隊の車両として登録させております。前回購入したものが、援助隊の救急車ということになっておりますので、その車両が更新のときには国の補助、あるいは5年以上経過すれば、またこれの国のほうの補助金がつくというようなことになっておりますが、平成22年からまだ5年以上たってございませんので、そういった面で今回国の補助をいただけるというようなものが該当するものがないということで、町単独のということで今回購入をさせていただくものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、10番、夏目一成君の質疑を許します。

10番、夏目一成君。

○10番（夏目一成君） 私と重複することになってしまいまして、聞こうと思ったことが回答いたしましたので、ちょっと質問変えて、先ほど何か質問変えだということでおしかりを受けましたけども、私以外の人もそういう形で質問を変えてやっとする人もおるんですけども、そういう人は注意がなかったということで、議長の後、見解をお願いしたいと思います。

それから、43号議案につきまして、中根議員から、資機材について7機種ですかね、これ別な形で個々が指定をしたということを聞いておりましたが、できたら各機種の型番というんですかね、Aの何とか、いろんな機種があらうかと思うんですが、ちょっとわかったらまた後教えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 型番等につきましては、こちらのほうでも当然把握してございますので、必要なものについてはそうしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 見解につきましては、先ほどのページもごらんいただきたいと思うんですが、車種の選定について、指名競争入札の経緯についてという、2題が提示されております。その件について、下取り関係について申し入れがございませんでしたので、いきなり下取りについては論外だというふうなことで、お願いをしました。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 疑義があったようですので、それについて答弁をします。

これも、私の判断で、今答弁をさせていただきました。

よろしいでしょうか。

10番、夏目一成君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私も前議員から重複するものが多々ありますので、この1番目に書いてあります高規格救急自動車と高度救命処置用機材の入札と一緒にできなかったと、これは一緒にしたほうが入札金額は恐らく安く入札できたのではないかなという思いがあります。

2番目の七つの機材の使用は、医療行為にならないのかという点も、いろいろと答弁していただきました。

それから、5社が第2回目の入札を辞退したわけということで、これも総務部長から答弁があったかと思います。いずれにしましても、2回目の入札で5社が辞退してしまったということ、これはなぜかなという疑問がありましたので、もし、先ほどの答弁では、これはわからないということであったと思います。

私の質問、最後のほうでしたので、重複しておりますので、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大嶽 弘君） 答弁ありますか。

○6番（都築一三君） もしわかれば、答弁があればお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） お尋ねの2回目の入札におきまして、8社、15社、辞退をしたということでございます。この点につきましては、事情聴取をするだとか、そうしたことをいたしておりません。内容については、わからないところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料の28ページに、この資機材の、これが一覧表だろうなというふうに私は理解をするわけですが、ここの資機材の一式というのは、これが全てなのかどうなのか。ここに附属品というような形でついてくるものがあるのか、ないのかということが、第1点であります。

次は、新しく今度資機材を購入する、そうしたときに旧の資機材が生まれてくるわけですが、その性能の比較対象はどういうふうな内容か。まず、この2点から。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） ここの28ページの議案関係資料に記載してございます資料には、主なものを七つに大別して記載してございます。高度救命処置用資機材説明用の最初に、例えば記載してございます気道確保用資機材、人工呼吸用挿管チューブ一式と記載してございますが、この中には挿管チューブのほかにラリングルチューブ、経鼻エアウェイ、マギール鉗子等の気道確保を行うための必要な機材、トータルで12品目をまとめて一

式としてございます。ほかの部分につきましても、いろんな附属品等を含めてまとめて記載してあるということで、トータルでは全てでは70品目になりますので、よろしくお願いいたします。

また、前回と今回の資機材ということでございますが、おおよそ前回と同じものであると理解しております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞くもまでもないと思いますが、70品目については、全部入札に参加された業者については、全部この条件で示しがされておると。いわゆる土俵は同じだと、七つの業者が土俵の大きい、小さい、いびつなものという形でやれば、その人は公正な勝負はできんわけなんで、そうした点からしますと、大分類でいけば7品目、小分類をすれば70品目だよという形の中で理解をするわけですが、それでいいかどうかということがどうですか。

それから、もう一つは、同等品だよと、同等品だよと言われると、じゃあ世の中の進歩、発展というのは日々あるわけですよね。同等品というのは、旧来の製品の性能と全く変わりませんよという理解をするわけですが、同等品というものの考え方、あなたの答弁の内容というのはどういうことなのか、示していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まずは、70品目ですが、これにつきましては、先ほどもう一つは同等品ということでしたが、メーカーの指定だとか、それから型式の指定というようなことはございますので、そういうことも含めて、今回これが納入できるかどうかということで聴取したものでございます。

それと、同等品ということでございますが、当然、前回とは3年間の違いでございます。救命士につきましては、岡崎だとか、それから病院の研修等々でいろんな新しいものを吸収してまいりますので、そういったものではよりよいものがあれば、この中に変更をかけて今回の中に取り入れてやっているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、それを聞いとるわけなんでね、それは前回と違う、3年間のケースがありますので、技術の進歩は日夜発展する、前回の品番決めてある、型番もありますから、前回と一緒にすよと、そんなこと聞いとったら、タライの縁を回っただけなんでね。

要は、私がお聞きしたのは、ここに通告もあるように、新旧の対象でいったときに、どれだけの性能の違いがあるのかということなんですわ。同等だと言われるなら、型番と品番が一緒ですから同等ですよなんてことにはならんでしょうと。だから、その性能の違いは具体的に何なのかということをお聞きしとるんで、その答弁がもらいたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 例えばですが、自動体外式除細動器につきましては、CO₂センサーキットというものを今回取りつけております。CO₂ということは、二酸化炭素、

こちらのほうが呼気の中に含まれる二酸化炭素の量を測定ができるものでございます。当然、人工呼吸をやって酸素等をした場合に、それがうまく酸素が吸収されて換気がすれば、二酸化炭素の吐く量が多くなるということです。ちゃんと救急隊が行っている救命処置等によって、呼吸、呼気の方法がちゃんと肺に届き、その人に対して容体を改善させているかどうかというようなことがわかるような測定機器も今回のほうは導入しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも理解してもらえんのか、私の物の言い方が悪いのか、これやっとならなくても時間がついてくんでね。後ほどで資料として出していただきたい。現在のこの7品目、大分類すれば70品目ですか、この違いについて現在のものと新しく購入するものとの対比、型番が一緒とか何かといんじゃなくて、内容的に性能的にどうなのか、機能的にどうなのかというものを対比して出していただきたいということであります。

もう一つは、こうした旧になるわけですが、旧の資材はどういうふうを活用していくのかという先ほどの質問、答弁もございましたが、要はこの資機材をどう活用していくのかということと。

もう一つは、例えば小・中学校の子どもたちを相手にした形の中で、救急業務は具体的にはこういう形で、こういうものを使いますよという活用の仕方もあると思うんです。そうした点で、どのような活用のことを考えておられるのか、答弁がいかがですか。資料出すかい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 対比の資料につきましては、後ほど提出ということでよろしくお願いいたします。

まず、今回の資機材を使った講習等ということですが、これにつきましては救急救命士が使うものだとかいうことで、救急隊員が使用可能なものとなってございますので、それに対して講習というわけにはなかなかいかないと思いますが、これに関しましては救急隊員の研修等については十分活用ができると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ、資料出していただけるということで、その前、確認をさせていただきます。

先ほどからちょっとありますが、入札参加業者8社、うち5社が2回目で辞退を申し出られたということですが、先ほど来からも言ってるように、入札に当たっては全ての業者じゃないにしても、事前のヒアリングをしとるわけですよ。ヒアリングをする、いわゆる聞き取り調査して、事情聴取をしとるわけなんだ。事情聴取をしとる中で、先ほどの話でいくと、第一南部は確信犯だと、3年前、5年前もみんなそうじゃねえかといったときに、あなた方がこの第一南部をその対象にしたかどうかはそれは別にしまして、結局シナリオどおり、あつてはならんけれども、ヒアリングをされたと、ヒアリングをして相手の意志の確認もしましたと。まず意思の確認というのは、幅が広いよ、そこまでは申しませんが。意思の確認もされたと、そういう中で、結果的に3社が残った

だけだと。

これは、私はね、どういうふうに物を見たらいいのかなという点からいくと、やっぱり一つは幸田町の入札の問題点が内包しとるんじゃないのか。それからもう一つは、指名に当たって、その指名審査会がどうじゃないです。指名審査会行ってや、もう手ぶらで、後はいいようにやっちゃうんわけなんでね。要は、その指名審査に当たって、そこへ行くまでにこれらの、今回8社だと、8社に限らずね、これにかかわる業者のヒアリングもされたという中で8社に絞り込んだよと、結果的に5社が辞退しましたよと、それは3年前にも同じことやったじゃねえかという経過がある、いったときに、じゃああなた方が対業者との関係で入札に当たって、それは議会に出るか出んかは別、かけですわ。入札に当たって、業者の事情聴取というものが公然となされて、その中で一定の癒着構造も出てくる。さらに、それはなぜかといったら、予算確保のために行政がすべからずオールマイティーじゃないから、予算はどういう形で確保するのかという点からいったら、業者に行き行って聞き取りしなきゃしょうがないという限界がある。その限界を乗り越えて深みにはまっていくのを癒着、あるいは懸念という言葉になってくる。それは、今回も公用車18号の廃車処分と新規購入というところに色濃く出てるわけです。業者癒着。

いう点から含めていくなれば、私は総体的に幸田町における業者、これは別のほかの、この業者との癒着の関係というのは非常に根が深いと、議会でちょこちょこちょこちょこやったぐらいじゃあね、そのやっぱり根絶は無理であろうといったときに、今回のこの事例から含めてきたときに、8社、15社が辞退しましたと、辞退する経過の中で、ヒアリングもやってまいりましたと、そのうちの1社はもう確信犯でございますわと、これどうする、議会としては判断のしようがないですよ、これ。あなた方がきちっとしんもんで。辞退するのは、辞退をするのはそれぞれの社内規定もございましょうと、基準を超えたものについてはもうやめとけという社内基準もあるといったときに、そうならもうなすすべもない。

だから、要は私が申し上げたいのは、こういう結果を生み出したことに対して、あなた方自身は事前の準備もしてきた、聞き取りもしてきた、結果的にこうなりましたという経過の説明だけだったら、何にもならないわけだ。ここからどういうふうに、今後生かしていくものをつくっていくかということをやらなかったら、こんなもんばんてんばんてん繰り返して、知恵のある業者こそ、業者はしたたかなもんだわ。みんな確信犯になって、そのときそのときのつじつま合わせを行政が一生懸命汗出してね、汗一生懸命になって言いわけ三昧して、結果的には業者かばっちゃうわけだ。今回の事例もそうだとすることが指摘できるかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回、救急車とその資機材ということで、いずれも年に何回もあるようなものでもございません。そうした部分で、職員としても内容を、情報集めるというような行為は当然やらなければ積算ができない部分、議員もおっしゃられる意味も非常によくわかりますけれども、私どもも非常にこうした結果を受けて、どのような業者を、例えば指導するというようなこともなかなか難しゅうございますので、いたし

方がない部分と、こうした事態がないような形を模索していくような形が何かないかなとも思うわけですが、現状につきましてはこうした事態、それぞれの営業の方が、この社の代表者の委任を受けて、落札に向けてお出しをいただいた数値、そしてまた第1回目の最低価格と比較して、1社の判断が整わなかった場合も、辞退ということもあり得ますので、こうしたいろいろなものが、この一覧表の中にはあらわれておるといふふうに思っておりますが、特段解決策はと言われると、非常に難しい部分がございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、3番、志賀恒男君の質疑を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 高度救命処置用資機材の活用状況ということで、質問をしてみたいです。

総務省、消防庁は、平成24年度消防白書というのを発行してしておりまして、これによりますと、全国の救急自動車の保有台数というのは、6,054台ということであります。このうち、高規格自動車の台数が5,388台、率にして89%ということであります。そして、毎年数パーセントずつ高規格救急車の台数、割合がふえておりまして、高規格救急車そのものの更新については妥当、適切であるなというふうに判断をいたしまして、しかしながら高度救命処置用資機材一式については、若干確認をさせていただかなくちゃいかなという事項がありますので、質問をしてみたいです。

最初に確認をさせていただきたいというのは、高度救命処置機材の使用実績であります。もちろん、救急救命活動において、救命処置機材が使われる頻度が少なければ少ないにこしたことはないわけですが、今回調達、更新いたします7種類のうち、6種類は車載用の機器であると思われませんが、それぞれの救命処置機材個々の使用実績について、概略お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 高度救命処置用資機材でございますが、そのものにつきましては、先ほど申しました特定行為をやるような資機材をいうものでございます。その資機材を使って、昨年、平成24年になりますが、救急件数1,408件、搬送人が1,368人でしたが、その中で、気道確保用資材を使用したのは、心肺停止患者55症例中35症例、輸液用資機材ということで、こちらのほうを使用したのは、同じく55症例中19例、それから自動体外式除細動器は1症例ということになっております。その他の高度救命処置資機材につきましては、通常の救急事案についても常時使用するものでございます。

救命処置用資機材のうち、気道確保用資機材、輸液用資機材、静脈路確保、薬剤投与、気管挿管に必要な資機材で、救急救命士が特定行為として使用できるものをいっており

ます。そのほか、車載の患者監視モニターだとか、血中飽和酸素測定器、あるいは吸引器、こうしたものにつきましては特定行為を行うため、患者さんの生体情報を得たり、あるいは搬送患者の容体の変化を知るために必要な資機材です。こうしたものを含めて、高度救命処置用資機材というようなことで呼んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） きちっと使用実績がありますという説明をいただきまして、よく使用状況がわかりました。必要なものだというふうに判断をいたします。

続きまして、高度救命処置用資機材の価格について確認をしたいと思います。先ほど、丸山議員からも若干触れられましたけれども、総務省、消防庁は、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額という資料を告示という形で公表をしております。これによりますと、今回の資機材の落札価格と、落札金額と、合計は国の定める基準額の合計より若干高目ではないかなと、落札金額のほうが高いように見受けられます。国の基準額より高いものの機材とその理由について、もう少し詳しくお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 先ほども少し御説明させていただきましたが、国の基準により高いものとしましては、A E D に二酸化炭素濃度を測定できる機能を加味したことがございます。こちらのほうには、先ほど申し上げたとおり、呼気に含まれる C O₂ の濃度が測定でき、患者の容体、それから呼吸の換気の状態がわかるというようなものでございます。こうしたものが、基準額より高いものだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 国の基準が平成 1 7 年ということで、それ以降のものというような、技術の進歩といったものはあるかというふうに理解をいたしました。

今回の更新機材には、国が高度救命用資機材として提示しておりますビデオ喉頭鏡というものと、先ほど説明がありました心電図電送装置というのが含まれておりません。心電図電送装置というのは、この三河地域では使われておりませんということです。これは今回の更新に入っていないというのはよく理解はできましたが、ビデオ喉頭鏡というものは、平成 2 3 年から使用が認められるようになったもので、最近のものであります。これを使用することによって、器官挿管による気道確保時の安全性、確実性が高まるというふうに言われております。なぜ、今回、このビデオ喉頭鏡という機器を購入対象から外したのか、理由をお聞きかせ願いたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 議員がおっしゃるとおり、ビデオ喉頭鏡につきましては最近のものでございます。当然、国のほうとしてはこれを整備するようということでございますが、まず愛知県としましては、現在このビデオ喉頭鏡の検証ということをやっております。どういうふうにこれを使って、どれだけの実績があるか。それから、使っていくうちに、この配備するに十分な価値があるかどうかということ特定のところでは検証中ということでございまして、県下全域には配備されていないということでございます。そ

うしたことで、現在、今回の中には入れてないということでございます。この結果次第によっては、次回以降の救急車の更新に配備するかどうかという検討する課題にはなっていないと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） まずは、県として検証をしてからということで、それが出たら値を考えたいということで理解をいたしました。

続きまして、訓練用資機材として訓練用 A E D というものと、心肺組成人形というものが、今回の資機材の一式の中に入っておりますが、私は 1 番から 6 番目までのものは車両搭載用の救命措置用資機材というふうに理解をしておりますが、訓練用のものは車載用のものではありませんので、なぜ今回一式として調達をするというふうに判断をされたのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） こちらのほうに訓練用資機材としてレサシアンと、それから訓練用の A E D のほうが入っております。これにつきましては、救急隊員、救命士だけじゃなくて、普通の救急隊員の訓練ということで、こちらのほうに載せさせていただいて、購入するものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 救命措置隊員の訓練用ということでございますが、その訓練用 A E D と心肺組成人形というものの使用とか、町としての見積もり予定価格みたいなものがあれば、説明願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この使用につきましては、先ほど申したとおり、当然日曜の救急隊員の訓練に使うだけではなくて、訓練用ということでございますので、一般の救命講習等にも活用させていただいているところでございます。昨年、平成 24 年につきましては、救命講習において 1,604 人の方が受講されておりますが、こういった方々にも救命講習の訓練で使用をさせていただいております。単品で、例えばレサシアンを購入した場合、人形のほうですが、約 18 万 5,000 円前後、それから A E D につきましては 7 万 5,000 円ぐらいになります。ただ、この訓練用の機材だけではなくて、例えば訓練用の A E D につきましては、胸に張るパットがありますが、そういったものが 1 セットで 7,000 円ぐらいします。そういったものも含めた、それからレサシアンの人形の中に入っている肺がございしますが、そういったものを含めて、今回の訓練用資機材ということで購入をさせていただくものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 価格的には、単品はそれほどでもありませんが、繰り返し使うものであるということで、交換部品等も必要だというふうに理解をいたしましたが、使用頻度とか、先ほど人数につきましては説明がありましたが、使用頻度とか耐久年数等についての実情がどうなっておったか、説明いただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この訓練でございますが、回数的には昨年ですと 79 回実施し

ております。耐用年数につきましては、おおよそ5年ということになってございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

以上で第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 道の駅に設置をするという計画の中で、電気自動車専用充電設備工事をを行い、そして充電設備を設置をされるわけでありますけれども、この管理体制について、まずお伺いをいたします。

それから、ちょっと私の勘違いで、急速充電設備については消防法の関係でネットワークづくりをしていくよというようなことも前に条例改正で行ってきたところでありまして、この電気自動車についてのこの充電設備は、普通充電設備ということでその体制の必要はないよということではありますが、しかしながらこの電気自動車用の充電設備を設置するに当たって、家庭用と同じような設備ということですが、しかしながらこのような設備がどんどんふえていくということで、いろんなこれからそれに伴ってトラブル等も出てくる可能性がある。ましてや、公共施設に設置をするとなれば、消防との体制も連携していかなければならないのではなかろうかとかいうふうに思うわけでありまして、その点についてもあわせて答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 今回補正でお願いしております電気自動車充電設備でございますけれども、これにつきましては町が設置を行いまして、管理につきましては設置場所であります道の駅の筆柿の里・幸田の指定管理者であります合同会社筆柿の里・幸田に委託をいたします。なお、電気代、メンテナンス費等につきましては、指定管理者の合同会社のほうの中に含むものでございます。

なお、普通充電器でありますので、先ほど議員が申されたとおり、消防との連携等ございません。こちらにつきましては、無人等になるわけでございますけれども、この充電設備につきましては、通信光ですかね、通信関係の監視等の機能がついております。また、保険等も入っていただくということで委託会社のほうにお願いしていくという格好になろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この普通充電設備について言えば、充電期間が長いということで、すけれども、例えばその道の駅に設置をして、そしてこの充電期間が長いとなれば、その充電する時間を束縛されるわけですね。ですから、そうした点において言えば、ここにとどまる時間帯が長いということも考えられるわけですね。また同時に、電気料等の使用料ですね、こういうものについては、これは無料なのか、無人となるということをおっしゃったわけでありまして、これは管理は道の駅がしていくわけですが、この設備を使う利用料というものはどのようになるのか。ちょっとイメージがつかめないわけでありまして、その点について説明がいただきたいということと。

それから、無人になるわけですから、昼夜問わず道の駅はこれは開かれております。

お店があいている時間帯以外にも、これを24時間あいているわけでありまして、そういうことから防犯体制にもかかわるわけでありますが、そうした点からも消防署との連携も必要ではなかろうかと考えてみますけれども、その点については必要があるのか、ないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） こちらにつきましては、24時間利用可能ということで、道の駅の従業員等、多分帰られるのが8時、9時だと思いますけれども、その後につきましては無人となります。だけど、充電は24時間可能ということで、料金については無料を計画しております。

充電に要する電力費でございますけれども、1回1時間程度で80円見込みということをお願いしております。これにつきましては、道の駅の指定管理者のほうで負担していただくということになります。

また、防犯の関係でございますけれども、こちらにつきましては消防署との連携等ではなくて、道の駅と同じく無人の中で運営していくということで、機器において保険代をかけていただくということで、お願いをするような格好になろうかと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本的に、この普通充電設備につきましては無料でお客様のサービスの提供ということで、メンテナンス、また管理は道の駅が行うということで、これは道の駅との了解のもとにやってみえるということでありますね。それで、これは補助金を使つての事業でございます。実証実験として、新あいち創造研究事業ということで行われるわけでありまして、この設備の耐用年数、あるいは補助金をもらいますので、その対応年数といいますか、我が町のものになるのはいつなのかということでもありますので、その点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、大井池の周辺施設改修について、具体的な整備についてお尋ねするものがあります。

不動ヶ池の周辺の整備も終わって、今度は大井池周辺の施設改修ということで行われるわけでございますけれども、あそこは不動ヶ池から大井池の間は健康の道が設置をされているところでありまして、この二つを結ぶのが完了すれば、二つの施設を結ぶ健康の道、もう充実してくるというふうに思うわけありますので、そうした点での改修が待たれるところでございます。この有効活用等、あるいはこの具体的な整備内容が住民の要望にかなったものになってくるのかどうなのか、その点についてもあわせてお尋ねしたいと思います。

次に、新規就農総合支援が75万円組まれておりますけれども、年度途中での補正内容について、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） まず、充電器からでございますけれども、充電器につきましては、議員おっしゃられるとおり、トヨタの実証実験ということで、事業名がトヨタ自動車による普通充電インフラ普及に関する実証実験ということで、国につきましては次世代自動車充電インフラ整備促進事業の件につきまして、新あいち創造研究開発補助金

ということで、双方から補助金をいただいて実施するもので、町につきましてはトヨタのほうから6分の5が支給されるものでございます。

この実証実験につきましては、本年度中ということでございまして、それ以後は実証実験終わるということで、こちらのほうで全て管理というんですかね、実験は終わりますよということで、町で全てを行っていくということでございます。ただ、充電スタンド等の機種の関係もございますので、その施設が保証期間ですかね、その関係が何年になるかというのは、その入れた機械によってまた大きく変わってくるかと思いますが、その辺、今後の取りつけるものによって多少は変わってくるかは考えております。

次に、大井池の施設の具体的な整備でございますけれども、今回お願いいたしますのは、当初予算でトイレ改修につきまして、900万円を予算化させていただいております。それプラス600万円ということで、トイレの建てかえプラス大井池の休憩所を終日開放できるように壁をつくるという、中に壁をつくるというものでございます。トイレの建てかえにつきましては、今現在計画していますのが、男子が小2器、洋式の大が1器、女子につきましては、洋式1器、和式1器、多目的としまして、洋式1器ということで、構想につきましては鉄筋コンクリート造の平家建て、これ工場生産品という格好になるかと思いますが、平家建てを計画しております。現在あるトイレにつきましては、撤去をするという計画でございます。

続きまして、大井池の休憩所でございますけれども、内装の改装ということで、現在ある床面積80平米ほどあの大井池の休憩所ありますけれども、半分ほど内部で仕切りを設けて、終日開放できるようなスペースを設けるというものでございます。まだ、どこまで内装を改装を進めるかということは、まだしっかり見てませんのではっきり言えませんけれども、構造的にはそのような格好をとっていくというものでございます。

続きまして、新規就農者の関係でございます。こちらにつきましては、当初予算で150万円ということで、新規就農者1名を予算化させていただいてるわけでございますけれども、年度途中で給付対象者でございまして、30代男性の方が給付の申請の申し込みのほうを見えたと、予定されるということでございます。こちらにつきましては、イチゴ、ミカン、柿等の生産を行っている農家の後継者ということでございます。イチゴ部門を拡大して、独立した就農を予定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この実証実験は、1年度限りということでありますが、その後はこれは幸田町の備品になるのか、何になるのか、その点についてお尋ねします。

それから、大井池の周辺整備の中で、休憩所をきれいにするよということで、終日開放ということでございますけれども、終日開放できるということであるならば、これは24時間開放というふうになるわけでありまして、そうしますと、例えば管理ですね、この辺はどうされるのかということでありまして、地元でのなのか、それともあそこのある神社等にも関係をしていくわけでありまして、その点はいかがかということでありまして。

新規就農につきましてはわかりましたが、幸田町のこの新規就農につきましては、新

規と名はつきますけれども、純然たる新規就農ではないような気がいたします。新規就農ということならば、例えば全く新しく農業をやっていくよという、こういうふうに私は理解をするわけでありましてけれども、しかしながらこれは後継者ということで拡大をしていく、こういうものではないかなと、今の説明を聞いて思いました。これについてはどうなんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 充電器につきましては、26年3月末までが実証実験の期間でございますので、こちらにつきましては26年度からにつきましては、町の、当然、今これつければ町の施設なんですけれども、町の施設として町の備品となっていくものでございます。

また、大井池の休憩所トイレの管理でございますけれども、これにつきましては今現在計画ですけれども、週2回程度シルバー人材センターで清掃委託を予定していく予定でございます。

また、新規就農者に関しては、こちらの方につきましては経営開始型ということで、後継者の場合につきましても、その家から独立して就農を予定しているということ。また、まるきり新規の方でも、営農の農家となって、営農面積3ヘクタール以上ですか、そちらを借りるなり買うなりして新規にやっていくという意思があれば、この新規就農の事業に当てはまってくるということで、こちらにつきましては既に本年度、申し込みされている方に、当初から申し込みされている方につきましては、30代男性で非農家の方が就農を行うということで、町外の方なんですけれども、幸田町で土地を借りてということでイチジクを主にやっていかれるということでございますので、全てが後継者ではなくって、後継者の中からまた新たに独立される方、新規に営農される方等いろいろお見えになります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 防災課長。

○消防次長兼予防防災課長（齋藤正敏君） 先ほどの道の駅における普通充電設備における消防との連携でございますが、議員言われるとおり、幸田町火災予防条例第11条の2に規定する急速充電設備には該当せず、同条例に定める基準基準は適用しない。また、届け出もありません。

しかし、火災予防上必要な事項が生じたときには、適時指導していくと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 毎年度恒例のごとく、9月議会の補正が出てくる。その6月議会の補正とは、当初予算で見込まなかった財源だと、私らに言えば隠し財源をここへ来てばかっとな出してやってきたなと、こういう毎度おなじみのパターンだなというふうに思うわけ。そうした中で、一つ一つお聞きをいたします。

まず、町税、町税の法人税割が2億円ということで、これは現年分の課税ですよ。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、現年分というのは、今年度で見込まれる税額ですよという点からいくなれば、何で当初予算でこれが現年分としてやれてこなかったのか。そら、企業の会計決算年、月によって違いますわって逃げるのは毎度のパターンだわ。ということは、一定推計ができるけれども、当初予算では見込まずに、大体例年9月、ちょっとおくと12月ですけども、億ションという金額がね、計上されてくる。そういう、私に言わせれば、会計操作、予算処理技術にたけておられて、そのときにどういう論法であなた方が議会に説明をされるのか。その内容は、この3月1日から3月定例会が始まりましたよね。その3月定例会のときに、予算の対応と施政方針というのが町長から提出をされて、町長から説明を言ってます。

その中で言ってるのは、「景気の低迷は、長期化が予想される不透明な状況にあります。大幅な減収状態が継続しており、慎重な対応で臨んでまいりたい」と、こうことを述べておられる。それを裏づけるかのように、自主財源である町税の減収が極めて厳しいと。こういう中で、当初予算の段階では、税收、財政は引き続き厳しいですよと言って何にもやらんね、町民にペナルティーやら料金値上げやら負担を押しつけると、こういう繰り返しだ。繰り返しだけでも、あなたが今言われたように、この2億円というのは、現年課税分ですよと、過年度課税分であればまた話も変わってくるわけ、現年だと。現年というのは、もう見込めるですよということですが、何でそういう形で現年課税分が町税として2億円の法人税割として出てくるのか、所得割として出てくるのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 予算策定時、10月時点、概ね年内にかけ新年度予算の策定をしておったわけでありまして。当時、為替レートも75円前後を行ったり来たりをしておって、非常に次の収入を見込む上では、世界経済も含めても伸びる要素としては消極的に見ておったというのが現状だと思っております。その後、御承知のとおり、若干の景気回復によりまして、確定申告を終えた後、2億円というものが生じてまいったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果的にはそういうことですよ。いうことですが、結果的にというよりも、つまり予算編成時には、見込める収入財政は、収入も十分必要にして十分な見込みもせずに、言ってみりゃ過少だ、ちょっとしか見てへん過少見込みをして、収入の足らずまいを基金で補填をしておりますと、したがって基金はもう枯渇状態で財政的には極めて厳しいですよという論理の組み立てに使われたなと、この補正予算の9月の段階で見ればね。現年分の2億円ですよと、その上さらに修正分という形で、修正分というのは正確じゃないかな、過年度分と。けれども、結果的にはある企業が過少申告やって、ペナルティーとは申しませんが、ペナルティーいく前に、まあまあまああちって、

政治的取引があったかどうかはともかくとして、相手が大企業だもんだね、言うことも言わずに、まあともくかしょうがねえで、過少申告じゃ、修正申告でお茶に濁すかという形で4,000万円出てきた。

それと、もう一つは、償却資産、償却資産が1億8,000万円ということですが、償却資産イコール固定資産という点からいきますと、1月1日現という形が課税の期限になるわけです。1月1日現という形の固定資産の償却資産分という形で1億8,000万円というのは、どういう見込みを立てたのかということと、結果的にはこの関係は、先ほど申し上げたように、収入は少なく、支出は大きく、じゃによって財政は極めて厳しいよという道具に使われたのかい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 歳入の見込みが非常に難しかったというのは、本当にこれは事実であったと思います。というのは、20年から続いておりますリーマンショック後のこの伸びを前年度どのぐらい見ていくかということの苦労のあらわれであったと思いますが、そうした時点では、やはり100を超えて数パーセント、どのぐらい見込むかということもいろいろと論議しておりましたけれども、慎重かつ適正な部分での予算を計上させていただいたところでございます。

償却資産の関係でございますけれども、これも前年度から続きます設備投資の抑制から、95%前年比と見込んでおりましたけれども、大手企業の設備投資によりまして、前年比105%という形が出てまいったという状況でございます。過少申告、少な目に見積もってということでありますが、今年度は非常に難しかったというのは事実でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 償却資産の関係でいきますと、坂崎の山の上のガスタンクはどうなるのか、どこにあるのかという問題、そこだけで1億8,000万円は出てこんはずなんですよね。ということは、ほかの企業からの設備投資というものから含めて1億8,000万円という数字が出てきたかと、こういうふうに見るわけですが、そこら辺の見込みの関係はどうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ちょっと具体的な企業さんの中身はちょっと承知をしておりません。全体の中身ということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんな答弁はねえぞ、そういう答弁はないでしょう。私はよく承知しておりませんがね、あらかじめ質疑通告を出されておられますけれども、そんなもん知らんが、私は承知しておりませんわっちって、こんですわるこったったら、それは何の・・・、答弁者としてどうか。言い方悪けりゃ、苦し紛れでうそ八百並べても答弁するのがあなた方の使命だ。これがいいって言ってへんですよ、いいとは言わんけれどもね、あらかじめ通告しといて、13億3,000万円余りの財源が確保しとるときに、あなた方はどないやってきたんだと、こういう通告の内容ですわ。そうなれば、どこか追われてくるかっていったときに、聞かれたら、いや私はよくわかりませんが、まあ

ある数字だけ出してきたわさ、そんな答弁はない。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 具体的に、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなか根性座つとるなあ、なあ。ねえものは、ないそでは振れん、ないそでは振れんじゃねえが、持ってきとらんわけだ、横着しといてな、きょうこういう通告があるのにな、必要な資料も含めてここへ持ってきとらんからね、ないそでは振れんわって、そんなとこでけつまくるなよ。

ということなんだけども、要はここでこの補正予算でね、13億3,000万円余りの財源が生まれたわけだ。町税で4億2,500万円、町税でそれだけ。それから、繰入金で、こっちは三角してあるで、なかなか見にくい、やり方が悪いわけだけ、そんなことに。財調と教育基金で5億6,000万円、新たな財源が生まれたということになるんですね。繰り入れをやめたと、繰り入れやめて基金に戻したということは、それだけの財源がありますよと。

それから、一般会計へ、土地と会計から2,470万円ほど繰り入れがありますよということで、繰入金でいけば5億8,600万円余り、ここでまた財源が生まれてきたと。さらに繰越金でいけば、7億4,000万円余りだな、あるわ。いう点からくると、こういう補正予算を組んで、収入たっぷりありますよと、財源たっぷりありましたとか、しかし隠し隠しでぽつとやって、このままストレートにやっちゃうといかんからね、予定したものは引っ込めちゃうといって、帳じり合わせをされた。その中で評価するというふうに言うと、またかって、おかしちとこへ食いつかれるでいかんけれども。

2億円をね、教育基金に積んで、建設して15年から18年近くかかるね、町民会館、図書館、プールと、その大規模改修に備えるという点でいけば、私はこの2億円についてはね、どういうふうに言おうかなって、ちょっと考えとる。まあ億円についてはね、私はさほど、隠し財産だということは申しません。それは確かに大きな事業になるでしょう、手かければ、それに対する対応という形で2億円が適切かどうかはともかくとして、教育基金に積んで、町民会館の大規模修繕に対応するという点での財政の運営については、それなりに理解をします。

しかし、だが、しかしということで、結局当初予算で、財政が厳しい、予算も引き続き厳しいよと言って住民から出されてる、各区かも出されてきてる。いろんな要求について、ばさばさばさばさと削ってね、こういう厳しい状況でございますので、まあひとつ皆さんよろしくという形で進んできたわけですよ。

町長も、先ほど申し上げたとおり、予算の対応と施政方針の中で述べられた内容だという点からいって、こういうふうな形出てきたときに、じゃあそれでいいのかと。基金の関係は、まあそれでよしとはしません。しかし、町税の関係、繰越金の関係、4億2,500万円、繰越金の関係3億2,000万円余りというのは、これは生かしていけるわけです。

そういうことも含めていくなれば、この補正予算の内容というのは、結局従来からの

同じパターンだと、年度中途でね。見込んだということよりも、当初予算の段階で一定見込めたやつをそのままやっちゃあいかんからということで、まあ言ってみりゃ私らに言えば、あんた方を救済するつもりはないけども、石橋をたたいて渡るような財政運営をされたと、しかし石橋をたたかなくても十分渡れるのにね、しばしば格好つけて渡したなど、そのために住民に要らぬ心配をかけ、住民の要求を十分に反映しなかった予算ではないですか、この25年度の中間の地点来てね、9月の議会ということですから、年度の中途、年度の中途でそれだけの13億円からの予算、財源が生み出されながら、それを反映するような事業財政運営をしてこなかった。引き続きこういう予算を組んだですから、引き続き今年度はこきままでいくといということですよ。そういう理解でいいかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の補正予算につきましては、こういう結果が出とるわけありますけれども、幸田町、私自身あずかって3年、4年目になるわけでありましてけれども、常に厳しい厳しいということを申し上げておりますけれども、当初私は、財調は30億円必要だということを一番当初、就任のときに申し上げました。前の町長は10億円でいいと言ったんですけど、こういう3.11等々がされるこういう状況の中で、やっぱり自前のお金を持ってないと、緊急の場合は対応できないだろうということを一番心配するわけあります。

今回につきましても、2億円はとりあえず教育基金に積みましてですけども、実態としてはもっと積まなきゃだめだなというふうに思っております。それは、全体的に幸田町の人口増加しております。そうしますと、インフラ整備、教育、学校の関係だとか、水道だとか、下水だとか、あらゆるものに影響してきますんで、単に今あるお金を全部使っちゃえばいいかということじゃなくなってしまう。保育園、幼稚園もさらに来ていただかなきゃいけないだろう、民間の活力もどんどん出していきたい、そういうことを踏まえまして、確かに私は今は我慢するときだということを前から申し上げておまして、現実にはこの基金を積みましても、現在財調が19億円ぐらいであります。ここで、来年度の予算を組む段階において、ここからまた13億円、14億円を一般財源として入れていくとなりますと、この繰り返しが財政の硬直化を招いてると思います。

我が幸田町は、非常に、48番目ぐらいですかね、今。町村でいきますと、豊根の次ぐらいに経常収支比率というのが非常に悪いわけであります。しかしながら、何で1.03、1.04という状況なのかということも踏まえまして、不交付団体であり続けるわけありますけども。将来を考えまして、ひとつ伊藤議員から、これもやれ、あれもやれというお話は前から伺っておりますけども、先を見ますと今までの現状の仕事をしっかりやって、次の発展をする段階に力を込めてやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いしたい。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何かね、大変だ大変だと言ってるけども、自治体が自治であって、日々動いてるからこそで、こういう問題がある。現状維持やね、死んだ子だったら別に何にもやらんでもいいわけなんだ。ですから、これは厳しいわ、財政、自治体が自治体

として自治の事務をする、仕事をする、だからこそ物事が動く、動くからこそ、それについて回るプラ・マイの功罪というのはある。

だから、私は別に今の財政がかって、もう大変なことに、見通しがという、そんな危機感ばかりあおっておったら、皆さん希望持ちゃへんがな。そういう点から含めていくなれば、こうした財政運営のあり方の問題としては、13億円余りの財源が生まれながら、財政が厳しい、基金は25億円から19億円になってこれからですよということに、じゃあどれだけためときゃいいのかと、30億円だと、30億円になったらまだ足らんと言う、ほんなん当たり前のことですよ。絶対出てくるんですよ。もし、30億円でも満足しとったら……。だから、それは自治体が日々活動をする、財政運営をする、その経過の中で適正な水準は幾らかいうのは出てきますけれども、それが30億円になったら、それでまた30億円で十分かというたら、それはまあありませんよというのは当たり前なんだ。それでなきゃ、向上心が出てこないわけ。

そういう中で、日々の住民の暮らしや営業をどう自治体として守っていくのか。そういうものが見えてこなくて、財政の厳しさだけが強調されるという点でいきますと、私は自治体として少し片手落ちじゃないのかと。住民にやっぱり負担を求めている限り、その負担の関係も含めていくなれば、住民に返されていくべき行政の水準というのはあってしかるべきだよと。しかし、そのしかるべき内容が、この補正の中からは見えてこないということを申し上げているわけであります。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員から、いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。

私自身は、全て何もやらないというわけじゃなくて、今まで亀のごとく、少しずつ一歩一歩前進をしてきたつもりであります。何もしてないということはないかと思うわけでありまして。しかしながら、町民の皆さんにもう少しいいことをしたいと自分自身は思っております。思っておりますけれども、何とか鬼にして、心を鬼にして、幸田町の持続可能なためには何をしていったらいいのか、そのために今事務職員等々と頑張っております。職員たちも、新しい考え方を非常に出しておりますんで、金のかからないことで何か幸田町をもっとアピールすることはあるんじゃないかと、そういうことで頑張ってる職員もいます。

幸田町が、さらにお金も必要ですけれども、次の幸田町としての体裁整えるためにも頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時03分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田久男君。

○7番（池田久男君） 私は、大井池の周辺施設整備の改修工事について、一体整備の内容はということで質疑をいたします。

先ほど、13番議員の質問にありましたように、トイレについては理解いたしましたが、休憩所の件についてお伺いいたします。

現在、休憩所ありますが、新しくトイレ改修をやられます。場所は、今までのままか、またどっか違うところへ建てられるのか、お伺いいたします。1点だけ、この件についてはお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 大井池の無料休憩所でございますけども、現在ございます無料休憩所、こちらにつきましては鉄骨平家建てで、およそ80平米でございます。こちらのほうを改造いたします。現在は、24時間施錠されている状態でございます。中につきましては、8畳の和室とそれに付随して押し入れ、床の間等がついておりますけども、そちら側につきましては、中に壁を設けまして仕切りまして、そちら側を倉庫のような格好で施錠できるものとして、板の間につきましては施錠を解きまして開放状態にするということで、現在ございます無料休憩所を開放、24時間開放するという計画でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 場所については、今のところで改装するよということで理解しておきました。

次に、道路整備事業についてでございます。

生活道路の整備ということで、内容は一体どういうことをやられるのか、初めにお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 道路整備事業としまして補正予算をお願いしているものは、現在、側溝整備と舗装整備で合わせて合計5,000万円の当初予算を計上いたしまして、現在実施しておるわけですが、今年度の地元要望の取りまとめを行った結果、1億1,670万円ほどの要望が来ております。これは、前年度は2億円出ておりましたので、それら下回っているものの、内容を精査していく中で、舗装のわだち掘れとか、そういった面で著しく交通安全上必要となっているものは緊急に整備する、対応する必要があるということで、今後とも道路管理上、また水路管理上、その部分として必要なもの、舗装面のクラックとか、そういったものが著しいところ、また交通安全上必要なところ、また排水対策等の必要な部分について、道路管理者、水路管理者によって早急に行っていく必要があるもの、これを今回2,000万円補正させていただき、7,000万円で執行しようというものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 部長の答弁ですと、舗装を重点的にということでございます。舗装にも、この間の雨のように、本当に今、道路が川になるような感じがいたします。そして、浸透性のよい舗装なのか、また交通事故の面でも、今本当にカラー舗装がはやっておりますが、その辺のどこをやられるのか、やられんのか、その辺のどこ、お伺いいた

します。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず1点目の透水性舗装につきましては、この舗装については、維持・補修、いわゆるオーバーレートという形で部分的に行っていく部分が多いもんですから、その透水性の効果、面積的な部分では期待できる所がないというところで、この生活道路部分については、その透水性舗装については考えていないという状況です。

また、2点目のカラー舗装につきましては、もちろん先ほどの地元要望からかなり交差点の安全性という面では、カラー舗装の要求がございますので、これにつきましてはその舗装の路面の状況にもよりますけども、上から塗るわけですので、そういった面で、また場所を考えながら緊急性のあるところを優先的にカラー舗装については対応していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 生活道路でございますので、広いところもあれば狭いところもあります。交通事故防止のために、カラー舗装をしていただけないということでもありますけど、これからは本当に局地的に、一時的に大雨が降る気象状況になっておりますので、どうか浸透性のある舗装をやっていただきたいと思っておりますけど、将来的にはどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 透水性舗装につきましては、ある程度幅員のある道路、こういったものについてはもちろん考えていきたいと考えておりますし、今生活道路の部分につきましては、その排水対策もあわせてやっていかないといけない箇所もございます。そういった面も、今回の維持・補修の中で、道路整備の中で対応できる所はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） はい、わかりました。

それで、第2点目でございますけど、この舗装を主体にやっていこうという内容でございますけど、その件につきましては、用地買収、また拡幅に絡むものはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、先ほど説明しました道路整備事業は、基本的には用地買収が伴わないということであります。用地買収、地元の要望によって、道路拡幅とかそういった面でのものは道路改良工事ということでの予算でございますけども、これについては当初の予算から取り組みながら、また今年度につきましては昨年度からの元金臨時交付金という繰り越しを使いながら執行しておりまして、これは年度当初から用地買収、用地交渉等を含めて取り組んでいくべきものだという事で、この下半期、プラス補正での対応としては、こういった用地買収が絡むものについては見合わせておるという状況であります。そういった面で、こういった用地買収が絡むものにつきましては、また用地拡幅に絡むものにつきましては、要望を今お聞きしておりますので、これを新年度、来年度の予算編成に向けていろいろと調整をして要求をしていきたいと考えております。

ちなみに、今年度の道路改良事業、４月から取り組んでいるものにつきましては、予算的には２億６７０万円ほどを計上していただいておりますので、これでもって取り組んでおる。また、繰越金も３，２５０万円で、元金臨時交付金も取り組んでおりますので、これらを当初予算のしっかり執行していくという考え方で道路改良はやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田君。

○７番（池田久男君） この用地買収とか拡幅に絡まれるということで、また用地買収とか拡幅に絡むのは改良工事で、先ほど２．６億円あるということでやっていくということで理解いたしました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） ７番、池田久男君の質疑は終わりました。

以上で、第４４号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、認定議案第１号以降の質疑は、９月１１日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、認定議案第１号以降の質疑は、９月１１日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、あす９月１１日水曜日、午前９時から会議を開きますので、よろしくお願いします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 ４時１２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

議 長 大 嶽 弘

議 員 水 野 千代子

議 員 夏 目 一 成